

久御山町 人権教育・啓発推進計画（第3次）

2026（令和8）年3月

久 御 山 町

ごあいさつ

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っている、人間が人間らしく幸せに生きていくための権利です。

また、日本国憲法は、人種・信条・性別・社会的身分・門地などによって差別されないとする法の下での平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利などを基本的人権として保障しています。



本町では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、2006(平成18)年に「久御山町人権教育・啓発推進計画」を、また2016(平成28)年には「久御山町人権教育・啓発推進計画(第2次)」を策定しました。当計画をもとに町民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、関心を高め、それぞれの課題の解決に向けて、家庭・学校・地域・関係機関等との連携及び協力をより一層深められるよう、推進してきました。

しかしながら、依然として、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する暴力や虐待、部落差別(同和問題)や外国籍の人たちへの偏見などの問題は根強く、情報化の進展に伴うインターネット上での誹謗中傷や、性の多様性にかかわる人権侵害など、ますます人権課題は多様化・複雑化し大きな社会問題となっています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、様々な人権課題に対応するため2025(令和7)年に人権教育・啓発推進計画に関する意識調査を行い、このたび「久御山町人権教育・啓発推進計画(第3次)」を策定しました。

今後も引き続き、本計画に基づき、町民や関係機関の皆様と連携しながら、継続的に人権教育と人権啓発の推進に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に際し、アンケート調査等にご協力いただいた町民の皆様並びに関係各位に心より感謝申し上げます。

2026(令和8)年3月

久御山町長 信貴 康孝

目次

第1章 はじめに	1
1 国際的な人権尊重の流れ	1
2 国内の動向	2
3 京都府の動き	3
4 久御山町の取組	3
第2章 計画の基本的な考え方	5
1 計画策定の趣旨	5
2 計画の目標及び性格等	5
3 人権教育・啓発推進計画に関する意識調査	6
4 人権教育・啓発の推進に関する基本方針	8
第3章 人権問題の現状等	9
1 部落差別(同和問題)	10
2 女性の人権	11
3 こどもの人権	12
4 高齢者の人権	14
5 障害のある人の人権	15
6 外国籍の人の人権	16
7 性的マイノリティの人々の人権	17
8 感染症等患者の人権	18
9 様々な人権問題	19
10 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題	21
第4章 人権教育・啓発の推進	24
1 計画の推進	24
2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	25
3 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	29
4 指導者の養成	32
5 人権教育・啓発資料等の整備	32
6 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	32
資料	33

第1章 はじめに

1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合(以下「国連」という。)では、1948(昭和23)年第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。

その後、国連では、世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されるとともに、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官の設置や人権関係諸条約の監視機関の設置など、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた積極的な活動が展開されてきました。

特に、1994(平成6)年第49回総会では、「人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要である」という国際的な共通認識のもと、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの「人権教育のための国連10年」の取組により人権教育推進の方向がつかられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など様々な取組が推進されてきました。

国連では、2006(平成18)年に、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が採択されたほか、「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画」が2004(平成16)年12月の第59回国連総会において採択されました。その後、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた「第1フェーズ行動計画」(2005(平成17)年～2009(平成21)年)、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた「第2フェーズ行動計画」(2010(平成22)年～2014(平成26)年)、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた「第3フェーズ行動計画」(2015(平成27)年～2019(平成31)年)に基づく取組が推進されました。また、2019(令和元)年9月には、青少年のための人権教育がテーマの「第4フェーズ行動計画」(2020(令和2)年～2024(令和6)年)が採択されました。

2015(平成27)年9月には、国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、全世界が2030(令和12)年までに達成すべき行動目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。このアジェンダでは、「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、今後一層、人権尊重に対する意識の高まりが予想され、それに伴う行動を取ることが求められています。

2 国内の動向

国においては、国連で採択された国際人権規約や子どもの権利条約をはじめ、人権に関する条約に批准するなど、国際社会の一員としての取組が進められてきました。

人権尊重の国際的な潮流を受けて、1996(平成8)年に、「人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)」が制定されるなど、人権に関する国内法の整備などが行われる一方、1997(平成9)年7月には、憲法で定める基本的人権の尊重の原則や「人権教育のための国連10年」などの趣旨に基づき、我が国において人権という普遍的文化を構築するため、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

「人権擁護施策推進法」に基づき設置された「人権擁護推進審議会」では、人権教育・啓発についての施策や人権救済制度の在り方について審議が行われ、2000(平成12)年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務が明記されました。

2002(平成14)年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。2025(令和7)年には「人権教育・啓発に関する基本計画(第2次)」が閣議決定されました。

2016(平成28)年4月には、障害を理由とする差別の禁止や行政機関や事業者障害者への合理的配慮を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が、6月に日本以外の国や地域の出身であることを理由に不当な差別的言動が行われることは許されないとして、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が、12月には、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題として、その解消に向けた取組を国と地方公共団体に求める「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が相次いで施行されました。

さらに、2019(令和元)年5月に、アイヌの人々に対する差別の禁止等を定めた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行、2020(令和2)年10月には、「ビジネスと人権に関する行動計画(2020～2025)」が策定され、政府や企業等の人権尊重の仕組みを整備していくことが明記されました。

2020(令和2)年から新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、2021(令和3)年2月には、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、2023(令和5)年6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないことなどが明記されました。

2023(令和5)年4月に、「こども家庭庁」の発足と同時に、こどもの権利を守るための基本理念を定めた「こども基本法」が施行されました。

また、2024(令和6)年4月には、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備を進めていくため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」が施行されました。

3 京都府の動き

京都府においては1999(平成11)年3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画」が策定され、人権教育・啓発のためのさまざまな取組が展開されてきました。また、2005(平成17)年1月には、人権教育・啓発推進法に基づき、「新京都府人権教育・啓発推進計画」が策定され、京都府の人権教育・啓発に関する施策が総合的かつ計画的に推進されてきました。

世界人権宣言採択から65周年にあたる2013(平成25)年11月3日には、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、京都府、京都市、京都地方法務局及び(公財)世界人権問題研究センターの4者による「世界人権宣言65周年京都アピール」が発表されるなど、国や研究機関等の諸機関との連携を踏まえ、より一層効果的な人権教育・啓発となるよう取組が進められています。

2016(平成28)年1月には、これまでの成果や課題を踏まえる中で、多様化、複雑化する人権問題に対し、引き続き積極的で効果的な取組を推進していくため、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を改定し、「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」が策定されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、大学や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込みなど、さまざまな事象が社会問題化しており、こうした「コロナ差別」に対するため、2021(令和3)年3月に「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)」が策定されました。

また、2025(令和7)年4月には、人権教育及び人権啓発並びに相談体制の整備に関する施策の策定及び実施等について定めた条例「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」が施行されました。

4 久御山町の取組

本町ではこれまで、すべての人が人権を尊重する社会を築いていくため、平和教育、人権教育・啓発に取り組んできました。

「人権教育のための国連10年」に合わせて住民の人権意識を高め、人権文化を確立するため、人権教育・啓発の基本的指針として2001(平成13)年に「人権教育のための国連10年久御山町行動計画」(以下、「久御山町行動計画」という。)を策定しました。その後、「久御山町行動計画」を継承・発展させるため、2006(平成18)年に「久御山町人権教育・啓発推進計画」を策定して、人権教育・啓発にかかる施策を、総合的かつ計画的に進めてきました。

その後、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国籍の人の人権など、さまざまな人権問題が存在し、さらに、ヘイトスピーチの問題や、インターネットによる差別的な書き込みなど、人権問題は多様化・複雑化してきたことを踏まえ、第1次計画を継承・発展させ、引き続き総合的・計画的に進めることができるよう、2016(平成28)年に「久御山町人権教育・啓発推進計画(第2次)(以下、「第2次計画」という。)」を策定しました。

以後、本町では、職員の人権意識を高める研修の実施や、学校等における児童生徒への研修、住民、民間団体、企業、役場合同の人権啓発研修会の実施など人権施策を実施してきました。

さらに、住民票の写し等を本人の代理人及び第三者に交付した場合に、事前に登録をした本人に対し、その交付の事実を通知する「事前登録型本人通知制度」を2014(平成26)年に開始し、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の人権侵害や個人情報悪用による権利侵害の抑止及び防止を図ってまいりました。

また、山城地域の行政機関と民間団体・企業が、人権啓発等の取組を連携して推進する必要があるとの考えから、2008(平成20)年に「山城人権ネットワーク推進協議会(ひゅうまんねっとやましる)」が設立され、広域的な人権啓発ネットワークの推進にも取り組んできました。



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

あらゆる人権問題の理解、解決に向けて施策を推進すべく、住民の人権意識を高め、人権文化を確立するために策定した第2次計画の策定から10年が経過し、その間、人権問題は多様化・複雑化し、それに対応するため法整備も進むなど、人権を取り巻く状況は大きく変化しました。

様々な人権問題に対する法整備が進められてきましたが、所得格差の拡大による貧困問題などの社会的要因を背景とした人権問題の深刻化、インターネットによる人権侵害、様々な分野にまたがる複合的な人権問題も多く発生しています。

また、急速に感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、感染者やその家族、医療従事者等への差別が発生したことや、児童虐待、DVの増加、非正規雇用労働者等の雇い止めなどの状況を生じさせ、社会的に弱い立場にある人ほど影響を受けた状況となり、平時における人権啓発の重要性を再認識することとなりました。

こうした状況の中、「久御山町人権教育・啓発推進計画(第2次)」が2025(令和7)年度で計画期間を満了するため、これまでの成果や課題を踏まえ、引き続き、積極的で効果的な取組を推進していくことが必要であり、その基本的指針として、「久御山町人権教育・啓発推進計画(第3次)」を策定するものです。

2 計画の目標及び性格等

(1) 計画の目標

この計画は、第2次計画を継承・発展させ、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向けて、あらゆる人々が人権教育・啓発に参加することにより住民一人ひとりが日常生活の中で、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、人権を尊重するまちを構築することを目標とします。人権について学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的な文化が根づいた平和で明るい社会を本町において構築することを目標とします。人権という普遍的な文化が根づいた社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できるという意識が社会全体及び日常生活にまで浸透した、人権感覚の豊かな社会であると考えています。

(2) 計画の性格

この計画は、人権教育・啓発推進法に基づき、本町が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すもので、第2次計画の後継計画にあたります。

(3) 計画の目標年次

この計画の目標年次は、2035(令和17)年度とします。

計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

3 人権教育・啓発推進計画に関する意識調査

本計画の策定に先立ち、住民の人権問題に関する意識や人権教育・啓発施策などについての意見などを把握するために、「人権教育・啓発推進計画に関する意識調査」(以下、「今回調査」という。)を実施しました。

●今回調査の実施概要

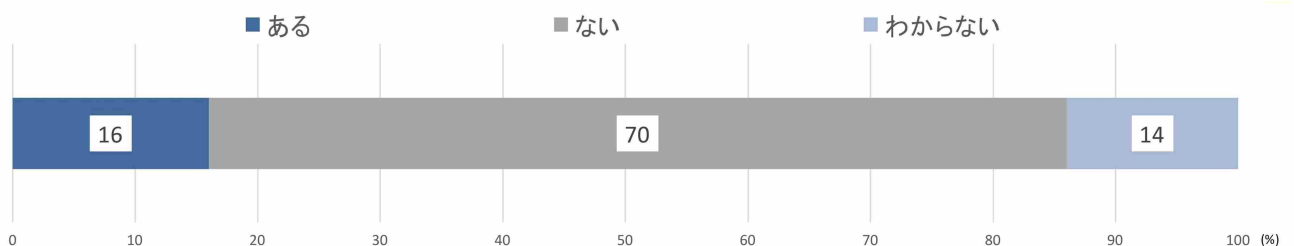
調査対象	町内在住の18歳以上の男女から無作為抽出した 1,500人
調査方法	郵送による配布・回収、またはWEBによる回答
調査期間	2025(令和7)年6月30日～7月31日
回収結果	有効回収数:311件 有効回収率:20.7%

過去5年間で受けた人権侵害については、「人権侵害を受けたと感じたことはない」が70%と高くなっていますが、人権侵害を受けたと感じた人の中では、「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」を56%の人が受けたと感じ、次いで「パワー・ハラスメント」を受けたと感じた人が46%となっています。

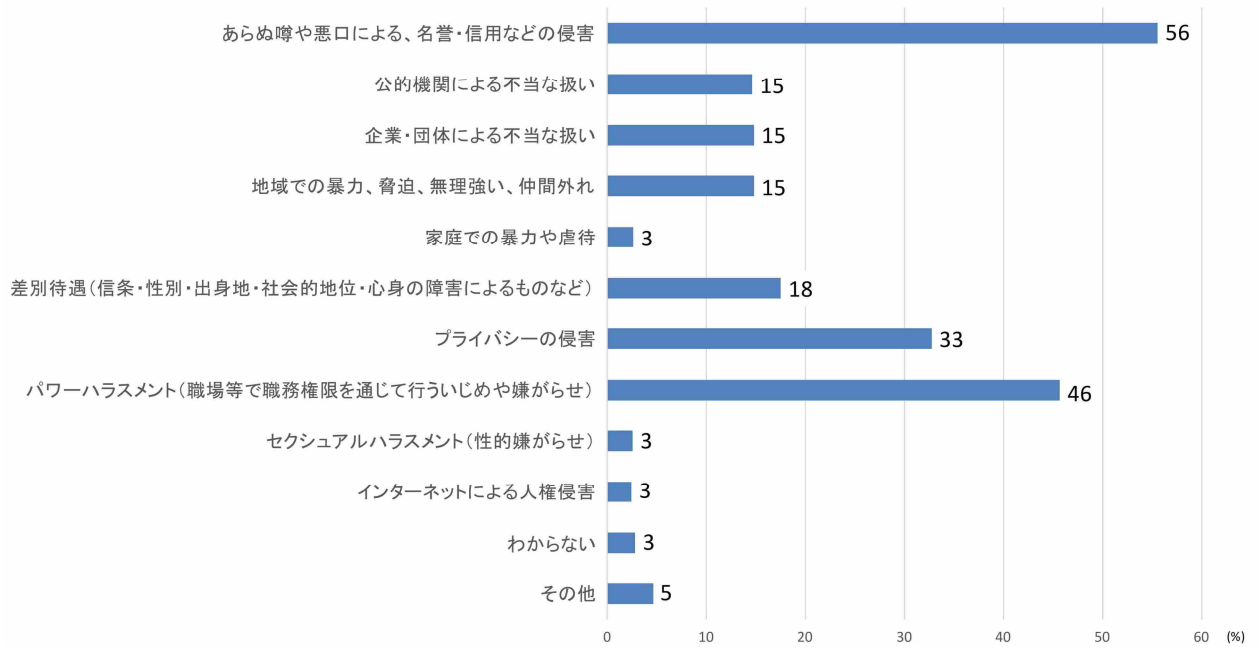
人権侵害を受けたときの対応としては、「家族や友人など信頼できる人に相談した」が56%で最も多く、「なにもしないでそのままにした」が41%となっています。

全ての住民が人権に関する正しい理解と認識を深め、「人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり」をしていくために、人権の意義やその重要性が知識として身に付くよう、教育・啓発活動に取り組むとともに、日常生活のなかで人権への配慮が態度や行動に表れるよう、関係機関とも連携しながら、学校、家庭、地域社会、職場など、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進していくことが求められています。

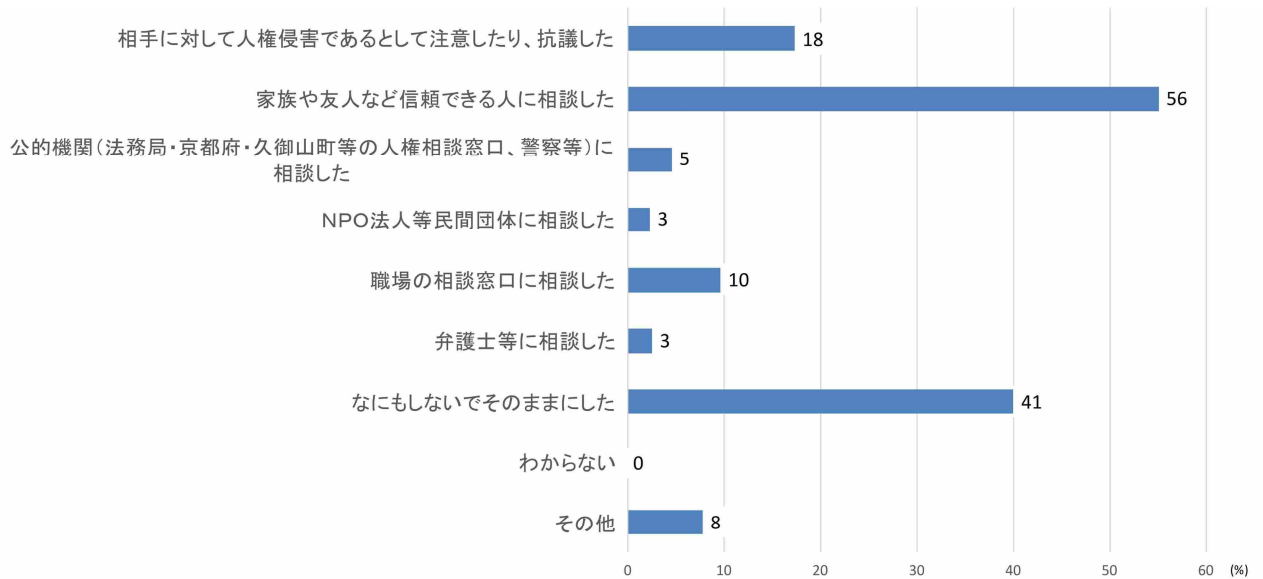
【過去5年間に人権を侵害されたと感じたことがあるか】



【どのような人権侵害だったか】



【人権を侵害されたときの対応】



4 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきた第2次計画の取組の成果を踏まえ、次の点に留意して引き続き推進します。

① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

誰もが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることが、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取組を推進します。

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にしたい取組を推進します。

② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、ともに支え合いながら、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。住民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用等により、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるような取組を推進します。

④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が住民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域・職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身につけることができるよう取組を推進します。

また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、様々な生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要と考え、取組の中に取り入れていきます。

第3章 人権問題の現状等

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。社会的身分、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

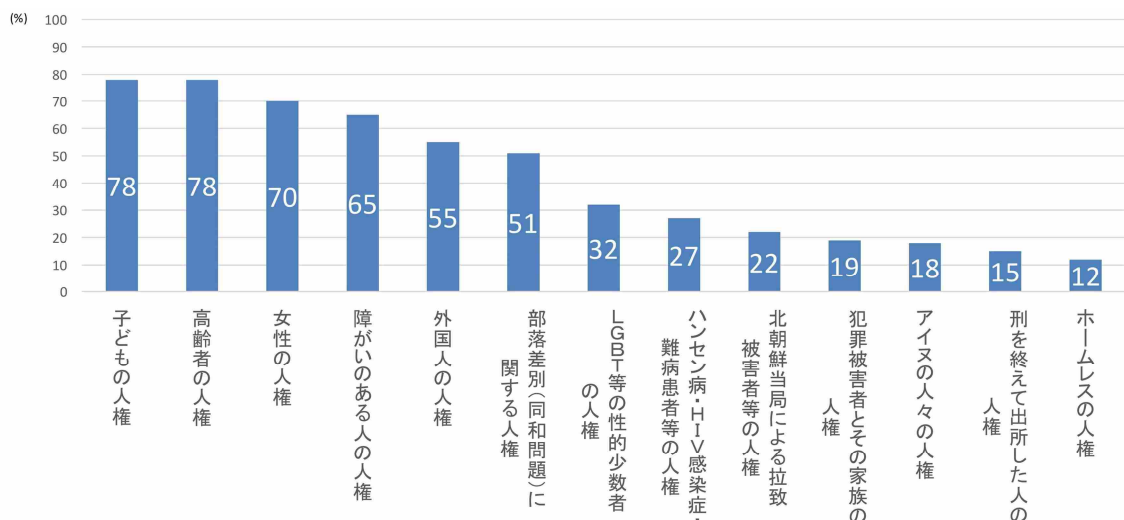
また、少子高齢化、情報化、国際化などの進展や価値観の変化に伴い、新たに対応すべき人権課題として、インターネットによる人権侵害、感染症患者や性的マイノリティへの偏見や差別等が生じており、全国的にも人権問題として関心が高まっています。

人権教育・啓発は、住民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他者の人権を守るという意識を身につけ、社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点に立って、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態や原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる場や機会を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、部落差別（同和問題）や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からも、発達段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、国・京都府をはじめ関係機関と十分連携を図って、人権教育・啓発を推進していく必要があります。

【それぞれの人権が尊重されていると思うか】



1 部落差別(同和問題)

(現状と課題)

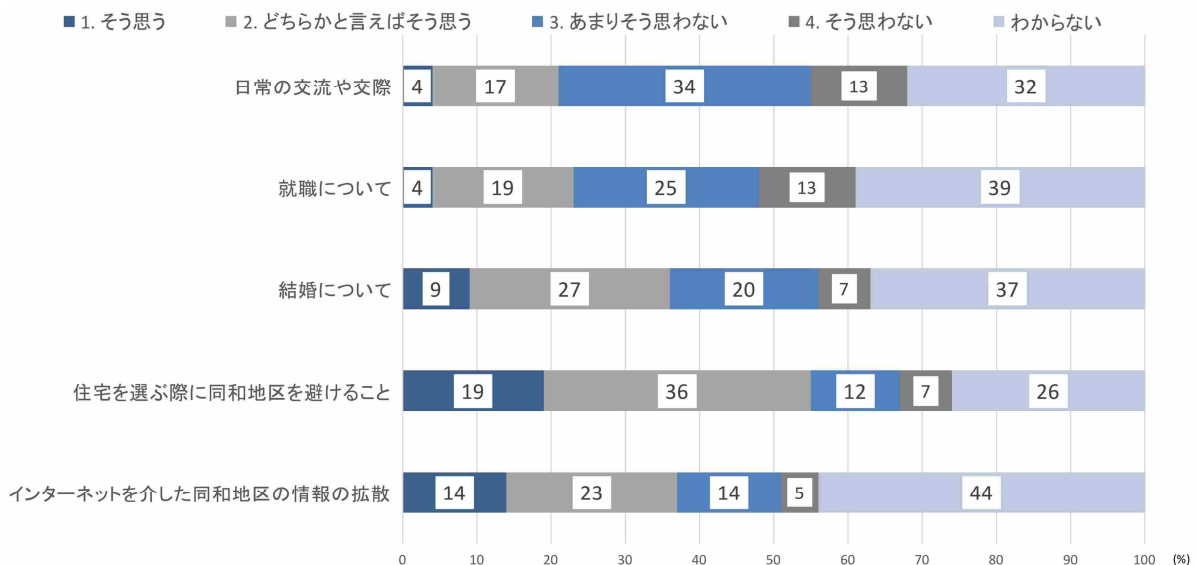
国は、1965(昭和40)年の同和対策審議会答申を受けて、1969(昭和44)年に同和対策事業特別措置法を施行し、以後二度にわたり制定された特別措置法に基づき33年間、同和問題の解決に向けて関係施策を推進してきました。

本町では、部落差別(同和問題)が広範な地域にかかる人的問題でもあることから、啓発事業に努めてきたところであり、住民はもとより、本町の特徴である数多くの企業、行政関係団体に対して啓発事業を実施するとともに、町職員にもあらゆる機会を通じて研修を実施しています。

しかし、結婚に関わる問題や、住宅購入の際に同和地区への忌避意識などが依然として存在しており、こうした心理面での課題が、土地調査問題、インターネットを利用した悪質な書き込みなどで顕在化しているものと考えられます。こうしたことから、引き続き部落差別(同和問題)の早期解決に向けた取組を進めていく必要があります。

今回調査で、被差別部落(同和地区)の人びとに対する差別があると感じることは、「住宅を選ぶ際に同和地区を避けること」が55%と最も高く、次いで「インターネットを介した同和地区の情報の拡散」が37%となっています。

【被差別部落(同和地区)の人びとに対する差別は、現在もあると思うか】



(今後の取組の方向)

○部落差別(同和問題)解消の必要性に対する理解を深める啓発の推進

同和問題に関する正しい理解を深め、人権教育及び人権啓発を継続的に推進します。

○人権相談や生活相談の充実

差別や嫌がらせ等に対し、人権侵害を受けた人の救済及び問題解決に向けて、人権擁護委員による人権相談、各種相談事業及び関係団体等と連携した相談体制を充実させます。

2 女性の人権

(現状と課題)

性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性に起因する暴力など、依然として課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。

本町では、2003(平成15)年に「久御山町男女共同参画プラン」を策定し、2004(平成16)年に久御山町男女共同参画都市宣言を行いました。2023(令和5)年には、「久御山町第3次男女共同参画プラン」を策定し、人権尊重の視点に立った男女平等の社会の形成に向けて、男女共同参画フォーラムやセミナーの開催・女性の相談事業等積極的な取組を進めてきました。

家庭・職場・地域へのジェンダー平等への理解に向けた啓発を行うことにより、性別に基づく不平等を許さない社会づくりを推進していくとともに、仕事と家庭の両立がしやすい環境を整備し、性別にかかわらず誰もが望む暮らしが実現できる社会へとつなげていくことが必要です。

また、DVやセクシュアルハラスメント等を防止するため、引き続き関係機関と連携し、人権教育・啓発の取組を一層推進していくことが必要です。

(今後の取組の方向)

○男女共同参画の意識づくり

住民一人ひとりが性別で差別されることなく、個性と能力を發揮しながらさまざまな場面に参画できるよう、男女共同参画の重要性について住民の理解を深める取組を推進します。

○配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力の予防と根絶に向けた意識啓発

暴力の根絶に向けて、警察や配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を一層強化し、相談や一時保護、自立支援等の被害者支援に取り組みます。

また、元配偶者や元恋人の裸の写真等をインターネットに流出させるなどの嫌がらせ行為(リベンジポルノ)やストーカー行為(つきまとい)等についても、人権教育・啓発を通して人権侵害行為の防止に努め、警察など関係機関と連携して被害者への支援に努めます。

○職場における暴力やセクシュアル・ハラスメント防止の啓発

企業等におけるセクシュアルハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメントを防止するため、京都府や関係機関と連携し、人権教育・啓発を通して防止に努めます。

3 こどもの人権

(現状と課題)

こどもにとって重大な人権侵害である児童虐待(保護者等による身体的・性的・心理的虐待、養育の拒否・放任)は増加傾向にあり、いじめ・体罰についても、依然として深刻な状況にあります。また、インターネット上の有害情報の氾濫や、SNSでのいじめなど、新たな形態でこどもが被害者や加害者になる事態も生じるとともに、児童買春・児童ポルノ・性被害などこどもに関わる犯罪も増加しており、虐待やいじめなどによってこどもの生命が失われる事件も後を絶たないなど、こどもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

本町では、「こども基本法」に基づく「久御山町こども計画」を2025(令和7)年3月に策定し、こどもの人権を守る取組を進めています。

こどもの人権尊重においては、こどもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える「児童の権利に関する条約」の理念や「こども基本法」の趣旨を踏まえ、こどもとしての権利や自由を尊重していくことが重要です。

また、児童虐待、いじめ、ヤングケアラーやこどもの貧困問題などのこどもをめぐる人権問題に対応するため、家庭や学校だけではなく、地域社会全体でこどもを育てるという気運を高め、家庭・学校・地域が連携し対応するとともに、こどもたちの成長過程で生じる様々な問題解決のために切れ目のない相談・支援体制の充実が必要です。

(今後の取組の方向)

○人権教育・啓発の推進

こどもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。

こどもがその年齢および発達に応じて、自己に直接関係することについて意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会の確保に努めます。

○児童虐待について、関係機関等が連携した取組を推進

こどもを虐待から守り、安心して生活できるように、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

児童虐待の要因の一つである子育て家庭の孤立化や子育ての負担感を少なくするため、地域社会全体で子育てをする気運の醸成に努めます。

○いじめ防止対策の推進

児童・生徒がそれぞれの個性を尊重し合い、自他を大切に思う心を育む教育環境を充実するとともに、久御山町いじめ防止基本方針に基づいて、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に取り組みます。

いじめや非行・不登校について、個々の事象に対応できるよう相談指導体制を充実させ、家庭・

学校・地域が連携した取組の充実を図ります。

○ヤングケアラーやこどもの貧困問題への対策の推進

ヤングケアラーについて、認知度向上に向けた当事者や社会全体への広報啓発や、相談を支援につなげるための仕組みづくりを推進します。

学校と福祉関係機関が連携・協働し、総合的な取組を推進します。



4 高齢者の人権

(現状と課題)

高齢者が自立し、住み慣れた地域や家庭において健康で生きがいを持って安心して暮らしていくためには、その能力等に応じた就労機会の確保や社会参加の促進、その人の状態に応じた、自立と尊厳を支えるサービスが受けられる体制づくり、地域住民の力を活かした支え合いの仕組みづくりが重要です。

本町では、2024(令和6)年3月に、ふれあいと支え合いで高齢者が幸せに暮らせる健やか長寿のまちを目指して「久御山町第10次高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者が地域社会で孤立することなく地域住民の温かなふれあいや支え合いの中で、身近な地域で安全・安心に暮らせる環境づくりを進めてきました。

また、高齢者の虐待防止や早期発見に取り組むとともに、高齢者の尊厳の確保を図る取組を久御山町地域包括支援センターや久御山町社会福祉協議会と連携しながら進めてきました。

高齢者一人ひとりの個性を尊重し、人権啓発・人権教育の取組を進めるとともに、高齢者が尊厳を保ちながら、それぞれのライフスタイルによりいきいきと暮らしていける社会をつくっていくことが必要です。さらに、認知症への正しい理解を広げるとともに、関係機関、地域住民などと連携し、地域全体で見守り支え合える体制づくりが必要です。

(今後の取組の方向)

○高齢者の人権への理解を深めるための啓発

住民一人ひとりが互いに助け合い、支え合いながら安心して暮らせる体制づくりの推進に努め、高齢者の権利擁護に取り組みます。

○高齢者虐待防止のための取組

高齢者虐待防止の取組や成年後見制度の周知を図るとともに、緊急時の措置体制・連携体制を強化します。

○高齢者の雇用や社会参加の推進

意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわらず「社会の支え手」として活躍することができるよう、雇用・就業機会の確保など、高齢者の社会参加を支援します。

○認知症に関する理解を深めるための啓発

誰もが住み慣れたまちで家族や地域の人に囲まれて、よりよく生きていけるよう、認知症への正しい理解を広げるための啓発に努めます。

5 障害のある人の人権

(現状と課題)

障害の有無に関わらず、全ての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。

本町では、2021年(令和3)年3月に「久御山町第4次障害者基本計画」を策定し、障害のある人がライフステージのすべての段階において障害の有無に関わらず住みやすいまちづくりと、社会参加のしやすい環境づくりに向けた啓発パンフレットの全戸配付や研修会などの施策を引き続き積極的に進めてきました。

しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

特に、精神障害のある人や難病患者等は、障害の特性が十分知られていないことから、一層の理解の促進を図ることが必要となっています。

また、障害のある人に対する虐待(身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待)も依然として残っていることから、引き続き、虐待を受けた障害のある人及び養護者に対する支援が重要となっています。

(今後の取組の方向)

○障害のある人の人権への理解を深める啓発

障害のある人が住み慣れた地域において、自立し、主体的に参加できる地域社会をつくるために、正しい知識の普及や啓発を一層推進し、障害のある人に対する理解の促進を図ります。

障害のある人とない人の相互の理解を深め、交流の促進を図ります。

○障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動の充実

働く意欲を持つ障害のある人が心身の状態に合わせて働けるように就労の支援を図ります。

町政に声を届けるのが難しい障害のある人の意見・要望等を反映していくため、障害のある人が町政に参加する機会の確保、参加方法の工夫に努めます。



6 外国籍の人の人権

(現状と課題)

久御山町の外国籍の人口は年々増加し、令和7年9月末時点(住民基本台帳)で1,252人が在住しています。国籍別に見るとベトナム人が約半数を占め、次いでタイ、中国とアジア圏が多く占めています。町内には企業が多く、そこで就業する外国籍の人が多いことが要因であると考えられます。

今後も我が国の生産年齢人口の高齢化と経済のグローバル化により外国籍の人は増加していくことが予想されます。新たに、日本で生活することになった外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いから、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流など、日常生活を送るうえで様々な問題が発生することが指摘されています。また、相互理解が不十分であることによる偏見や差別などの問題もあります。

さらには、特定の外国籍の人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆる「ヘイトスピーチ」の問題がインターネット上で後を絶たず、多様化している現状です。

今後も国籍や文化の違いに関わらず、互いに理解し合い、誰もが快適な生活を送ることができる多文化共生社会の実現や、異文化を認め受け入れる社会となるよう啓発や教育を進めていくことが必要となっています。

(今後の取組の方向)

○異文化理解・多文化共生社会実現のための教育・啓発

相互理解の促進のために、交流イベント等を通して異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重する開かれた地域社会を目指します。

在住外国籍の人に対する正しい理解のための啓発や学習機会の拡充に努めます。

○外国籍の人への情報提供と事業主への啓発

在住外国籍の人へ配慮した各種情報の多言語化での発信や相談体制の整備・啓発に努めます。

外国籍の人を雇用する事業主に対して、適正な雇用及び労働環境の整備促進に向けて広報・啓発を行います。

○ヘイトスピーチ防止への理解を促進するための啓発の推進

外国につながる人等への偏見や差別に基づく不当な言動を許さない社会環境づくりを推進するため、国・府等と連携して、正しい理解や認識を深めるための啓発活動や、ヘイトスピーチの解消に資する啓発活動を推進します。

7 性的マイノリティの人々の人権

(現状と課題)

性的マイノリティは、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため社会生活に支障が生じる性同一性障害や、同性愛等の性的指向をもつ人など、性のあり方において、少数派である人の総称で、LGBTQ+とも呼ばれています。また、性的指向と性の自己認識の視点で性の多様性を表す言葉として SOGI という呼称も使われています。

性的マイノリティの人は、幼児期からいじめの対象となりやすく、また社会に出ても就職などで不当な扱いを受けたりして、自らの性のあり方について違和感をもっている、家族や友人に言うことができず、社会的に孤立している人も見られるなど、性のあり方を理由とする偏見・差別などの様々な問題が発生しています。

生活における様々な面で多様な性のあり方を受け入れ、どんな性的指向・性自認(性同一性)の人でも暮らしやすい社会を目指すために、引き続き理解を深める人権教育・人権啓発を促進する必要があります。

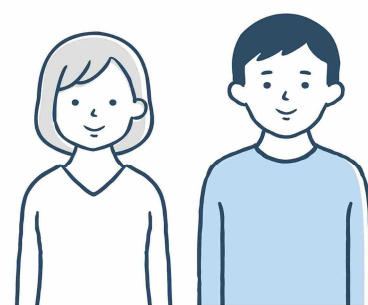
(今後の取組の方向)

○性的多様性に関する正しい知識と理解の促進

性的多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすために講演会や研修の開催、啓発資料の配布など啓発を推進します。

○学校における性的多様性に関する教育

性的少数者への理解と認識を広げるための教育・啓発の推進及び児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施並びに相談体制の充実に努めます。



8 感染症等患者の人権

(現状と課題)

エイズ患者やHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者等に関する理解は、進みつつありますが、依然として偏見や差別が解消されていない状況にあり、さらには、新たな感染症の発生、まん延によって、感染者や医療従事者等に係る人権問題が課題となっています。

2020(令和2)年に新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、本町内でも感染者が確認された後、長期にわたって感染拡大防止策と、感染者に対する医療措置が取られました。その一方で、感染者、医療従事者やその家族、さらにはワクチン接種に係る誹謗中傷や偏見、差別(コロナ・ハラスメント、ワクチン・ハラスメント)が大きな社会問題となりました。

感染症や難病に対する理解や認識が十分でないことによる偏見や差別が依然として存在しています。このため、感染症等に関する正しい知識の普及と正しい情報を提供することにより、偏見や差別の解消を図るとともに、感染症等患者に限らず、すべての患者の人権に配慮した医療行為が行われることにより、患者と医療関係者の信頼関係を一層深めていく必要があります。

(今後の取組の方向)

○正しい知識の普及啓発の推進

HIV感染症やハンセン病、新型コロナウイルス感染症などに対する正しい知識や認識を深め、不当な差別や偏見の解消を図るための、教育・啓発に努めます。

また、感染症等患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指して京都府、医療機関と連携していきます。



9 様々な人権問題

これまで記述した人権問題以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在しています。それぞれが抱える課題に応じた人権教育・啓発の推進が必要です。

(1) 犯罪被害者等の人権

(現状と課題)

犯罪被害者やその家族をめぐる問題として、命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やマスメディア等による行き過ぎた取材や報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられるなどの問題があります。

犯罪被害者やその家族等の人権が侵害されるケースは様々であり、今後も京都府や警察をはじめ関係団体等と連携しながら被害者をサポートできる環境づくりに努める必要があります。

(今後の取組の方向)

○様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報・啓発を実施

京都府や関係機関との連携により、犯罪被害者等に対する支援制度の周知を図ります。

犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況等に対する住民の理解の促進を図ります。

(2) ホームレスの人々の人権

(現状と課題)

自立の意思がありながらやむを得ない事情によりホームレスになり、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。また、ホームレスの人々は偏見や差別の対象になることがあり、嫌がらせや暴行を受けるなどの人権問題も起こっています。

(今後の取組の方向)

○ホームレスに関する問題解消の推進

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、京都府や関係機関、民間団体と連携・協力して自立支援等に関する施策を総合的に推進します。

また、人権問題の正しい知識の教育・啓発に努めます。

(3) 刑を終えて出所した人等の人権

(現状と課題)

刑を終えて出所した人は、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引き受けが難しいことや、就労・住居の確保などの問題が存在しています。そのため、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、保護司等の更生保護の取組を支援するとともに、偏見や差別をなくすための啓発を推進する必要があります。

(今後の取組の方向)

○罪を犯した者等の再犯の防止等について、住民の関心と理解を深めるための事業を推進

刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、差別や偏見をなくすための啓発の推進に努めます。

(4) アイヌの人々の人権

(現状と課題)

アイヌの人々は、明治以降の同化政策により、狩猟を禁止され、土地を奪われ、教育の場などでアイヌ語の使用が禁じられ、日本語を使うことを強制されるなどして、生活の基盤や独自の文化を失い、いわれのない差別の中で貧困にあえいできました。民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努める必要があります。

(今後の取組の方向)

○アイヌの伝統・文化に関する知識の普及・啓発を図るための施策の推進

民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する理解や認識を深めるためにも、知識の普及及び啓発の推進に努めます。

(5) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

(現状と課題)

北朝鮮当局による拉致問題については、重大な人権侵害であり、国において拉致被害者を救出すべく様々な取組が行われています。

拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対応は、国際社会をあげて取り組むべき課題とされるなか、その関心と認識を深めるために啓発等が必要です。

(今後の取組の方向)

○拉致問題等について、国民の関心と認識を深めるための広報・啓発の実施

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めていきます。

10 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題

(1) インターネット社会における人権の尊重

(現状と課題)

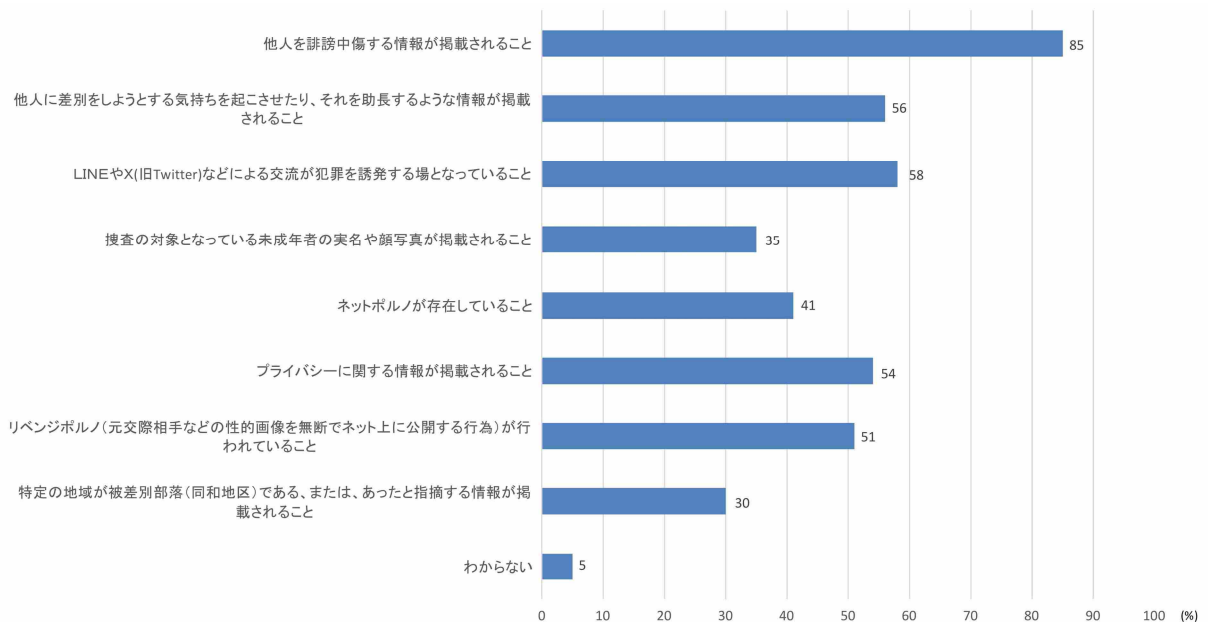
インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及や、SNSなど様々なサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着した便利なものとなっています。

一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権に関わる様々な問題が発生しています。

本町では、京都府とともに人権侵害の把握に努めていますが、外部から閲覧できないSNS等の利用も進んでおり、今後一層、インターネットの適切な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進していく必要があります。

今回調査では、インターネットによる人権侵害について、人権問題が起きていると思うことは、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」と感じる人が85%と最も多く、次いで「LINEやX(旧Twitter)などによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」が58%となっています。

【インターネットによる人権侵害について、どのような人権問題が起きていると思うか】



(今後の取組の方向)

安心してインターネットが利用できるよう、情報モラルとメディアリテラシー(流通する情報を活用する能力)の向上を図り、個人の名誉をはじめ、人権に関する正しい理解と認識が広がるよう、京都府等と連携してライフステージに応じた教育・啓発を推進します。

(2) 個人情報の保護

(現状と課題)

情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活に様々な利便をもたらす反面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりするなど、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。

国では、2003(平成15)年に、個人の権利利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」が制定され、事業者は、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知または公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられています。

本町では、住民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、2001(平成13)年に「久御山町個人情報保護条例」を制定し、本町における個人情報の取扱いの適正化に努めてきたところですが、2021(令和3)年に個人情報保護法が改正され、地方公共団体にも同法が直接適用されることになりました。

2011(平成23)年から翌年にかけて、身元調査などの目的で戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得される事案が全国的に発生しました。個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査は、その内容によっては結婚や就職等において不利益を生じさせる重大な人権侵害です。

(今後の取組の方向)

住民や事業者が自ら身元調査を行ったり、依頼することはもちろん、調査に応じたりすること自体が個人のプライバシーを侵害するおそれがあることについて住民等への啓発を図ります。

(3) 安心して働ける職場環境の推進

(現状と課題)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。そのためには、これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、男性の家庭や地域への参画を進めるとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた多様な働き方が選択できる環境を整える必要があります。

また、職場でのセクシュアル・ハラスメントや立場の優位性を利用して、人格や尊厳を傷つけるパワー・ハラスメントの顕在化、最近では、妊娠・出産を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメントなどが社会問題化しています。労働者は職場において差別、ハラスメント等を受けやすい立場にあります。これらの人権問題をなくすための取組を推進していくとともに、相談・支援体制を充実させていく必要があります。

(今後の取組の方向)

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、さまざまな行政分野が連携して、住民意識の一層の醸成を図るとともに、企業・事業所に対する広報、啓発に努めます。

また、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメントを防止するには、企業で働く一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが重要であるため、企業に対する啓発を推進します。



第4章 人権教育・啓発の推進

本町では、前章で掲げた様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた人権教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、下記について住民を主体として取り組み、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる。
- ② 自分の人権を大切にすると同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えることができる。
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる。

1 計画の推進

(1) 推進体制

本町における全庁的な組織として設置している久御山町人権対策推進本部により、関係部局が緊密な連携を図りながら、総合的にこの計画を推進します。

(2) 国、京都府、近隣市町村、民間団体等との連携・協働

関係機関等と連携した効果的な啓発の重要性から、国、京都府、近隣市町村等との連携を図り、山城人権ネットワーク推進協議会を通じた広域的な啓発活動の推進に努めます。

また、公的団体、企業、NPO等の民間団体等における自主的、積極的な取組の展開を期待するとともに、行政とこれら実施主体とが対等なパートナーとしての協働関係の構築を目指します。

(3) 計画に基づく施策の点検・評価

この計画を実行性のあるものとするため、久御山町人権対策推進本部会議を適宜開催し、必要に応じて計画に基づく施策の点検・評価を行います。



2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) こども園

(現状と課題)

こども園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持ったこどもの育成に努めています。

こども園においては、家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他の乳幼児との関わりの中で、相手を大切にする心を育むなど豊かな人間性を持ったこどもの育成が必要です。

また、全ての職員が、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

(取組の方向)

今後とも、他の乳幼児との関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つようにすることなど、人権尊重の精神の芽生えを育むよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進します。

また、職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に取り組みます。

(2) 学校

(現状と課題)

学校においては、同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、「学習指導要領」等に基づき教育活動全体を通して人権の意識を高め、一人ひとりを大切にした人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育の推進を図っています。

小・中学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や希望進路の実現に努めています。

また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己や他者を尊重する心を育むとともに、基本的人権や部落差別(同和問題)など様々な人権問題についての正しい理解や認識を培う取組を推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた意識、態度、実践力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習など学習形態の工夫や人権教育資料、人権教育指導事例集などの有効な活用を図ることにより、教職員に対する研修にも視点を当て、人権教育を推進しています。

(取組の方向)

「学習指導要領」や府や町の「指導の重点」等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間

性等の「生きる力」を育てていきます。

また、基本的な認識に立ち、国、京都府との連携の下にあらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 人権学習は、共生社会の実現や自己や他者を尊重する心を育むことなどを視点とし、一人ひとりを大切にされた教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。
- ② 学校において人権教育の指導方法の改善を図るため、人権教育の研究を深めるとともに、効果的な教育実践や学習教材等の収集に努めます。
- ③ こどもたちの人権尊重の精神を涵養していくために、人権に配慮した教育活動等に努めるなど、すべてのこどもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。
- ④ 家庭や地域社会などとの連携を深め、さらに協力も得ながら、社会性や豊かな人間性を育むため、多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- ⑤ 体罰等の根絶、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止のために、人権に関わる教職員研修を推進し、知識の深化と指導力の向上に努めます。
- ⑥ 児童虐待、ヤングケアラー、こどもの貧困等の問題解消に向け、まなび・生活アドバイザーやスクールカウンセラーの専門家や福祉関係機関等と連携・協働し、早期支援と解消に努めます。

(3) 地域社会

(現状と課題)

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

本町では、生涯の各時期に応じて、基本的人権の尊重を基盤とした、人権に関する学習ができるよう、人権教育の推進に努めています。

地域社会には、様々な人権問題が存在しています。また、社会状況の急激な変化に伴い、人権に関する新たな問題が顕在化してきています。そのような中で、住民のニーズにあったテーマ設定による人権教育を推進することが必要になっています。

一方、地域社会の一員としての意識が希薄になっていることから、青少年をはじめとするあらゆる人々にボランティア活動などの体験活動を人権尊重の心を培う機会として充実させるなど、地域社会が持つ役割の重要性の再認識や住民の自主的な取組を促すことも重要と考えられます。

(取組の方向)

住民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、基本的人権の尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通じて、人権に関する学習の一層の充実に努めていきます。

そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、人権に関する多様な学習機会を提供

するとともに、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していくことができるよう、専門性を備えた指導者の養成に努めます。

- ② 学習者の意欲を高めるような参加型学習のプログラムを取り入れるなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。
- ③ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動など多様な体験活動の機会の充実を図ります。

(4) 家庭

(現状と課題)

家庭は、こどもが豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など豊かな人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担う場です。

一方で、こどもへの虐待や非行などのこどもを巡る問題、ドメスティックバイオレンス、高齢者や障害のある人への支援の不足など、家庭の問題は複雑・多様化しており、家庭を取り巻く環境の変化を踏まえた取組を推進する必要があります。

家庭において、親子ともに日常生活における人権感覚を養うため、家庭教育に関する啓発資料の提供や学習機会の提供、学習活動の支援を図りながら家庭教育を支援しています。

また、家庭においては、地域や学校等様々な場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚を育むことが求められています。

(取組の方向)

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が高まり、様々な場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供に努めます。また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めます。

さらに家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校などの関係機関や地域との連携をより一層強め、相談活動の充実に努めます。

(5) 企業・職場

(現状と課題)

企業・職場は、その企業活動・営業活動等を通じて、住民生活に深く関わるとともに、地域の雇用の場を確保するなど、地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け、重要な役割を担っています。

企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することが求められており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため、企業・職場内における人権意識の更なる高揚を図るための取組が必要です。

さらに、近年、セクハラやパワハラなどのハラスメント、不当な差別など、企業活動において発生する様々な人権問題が社会の注目を集め、こうした人権問題への対応は、時として企業の価値に大きく関わることもあります。2020(令和2)年10月には「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されるなど企業における人権擁護の必要性について、国際的な関心も高まっています。

(取組の方向)

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重し合える職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され企業の発展につながるという認識を企業・職場内に定着させることが必要です。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの労働環境の整備、個人情報などの適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業に対して人権研修の実施を促進するとともに、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し、情報提供などの支援に努めます。

また、「ビジネスと人権」に関する国内行動計画を踏まえ、人権が尊重される企業づくりや就労環境の整備、人権に配慮した企業活動など企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう支援に努めます。



3 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、町職員、教職員・社会教育関係職員、保健福祉関係者、医療関係者、メディア関係者が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

(1) 町職員

(現状と課題)

人権が尊重される社会の実現に向けて、町職員には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。人権に関する様々な課題をより広く、かつ深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

町職員に対しては、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を実施しています。

(取組の方向)

町職員に対しては、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権認識の醸成を目指すための研修を進めるとともに、各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。また、地域社会においても様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係職員

(現状と課題)

学校における人権教育の推進にあたっては、学校教育の担い手である教職員がこどもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや人権教育に関する知識・技能を向上させることが不可欠です。こうしたことから、府や関係機関と連携し、研修の機会を設けることにより、人権教育推進の中核となる人材を養成しています。

一方、社会教育においては、社会教育関係職員が地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。そのため、様々な形での研修会を通じて、地域社会において人権教育を積極的に推進していく指導者としての養成、資質の向上を図っています。

社会状況の急速な変化とともに人権問題が多様化・複雑化する中で、教職員・社会教育関係職

員が適切に対応できるように、研修を深めることが必要となっています。

(取組の方向)

教職員については、各学校における日常的な校内での人権研修を基本とするとともに、体罰等の根絶、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止、偏見や差別等による生きづらさの解消のため研修の充実に努めます。

また、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような研修の機会の充実に努めていきます。加えて、まなび・生活アドバイザーやスクールカウンセラーの専門家や福祉関係機関等との協働等による教職員等の資質向上に努めます。

社会教育関係職員については、地域社会における人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図るため、研修の充実に努めます。

(3) 保健福祉関係者

(現状と課題)

住民にとって最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会の多い民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係者に対して、研修や講演会など人権意識の高揚を図る取組を行っています。

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」へサービスを提供することが基本であることから、プライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められており、引き続き人権教育・啓発に取り組んでいく必要があります。

(取組の方向)

保健福祉関係団体等の保健福祉関係者への人権教育・啓発の充実に支援するなど、保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の充実に努めます。

(4) 医療関係者

(現状と課題)

医療は、生命と健康に直接関わるものであり、インフォームドコンセント(説明と同意)の徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が必要です。

医療従事者には、医療に関する高度な専門知識や技術はもとより、プライバシーへの配慮など患者の人権についての深い理解と認識のもと、患者本位の医療提供が求められています。

(今後の取組の方向)

患者が安心して医療を受け、健康な生活を営むことができるように、インフォームドコンセントの徹底や適切な患者への処遇等、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の人権意識の一層の向上が図られるよう努めます。

(5) メディア関係者

(現状と課題)

メディアは住民生活と密接に関わることから、住民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取組が必要です。しかしその一方では、誤った報道等がされた場合は影響力が大きいため、人権や権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが求められます。

(取組の方向)

メディア関係者に対し、その活動を通して積極的に住民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。



4 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、住民の身近なところで、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。このため、今後とも、様々な研修機会などを通して、指導者を養成するための取組に努めるとともに、住民の身近なところで活躍する指導者に対して、継続的な情報提供などを行い、その活動を支援します。

5 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の開発に努め、こども園、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件整備を推進します。

また、学習教材・啓発資料等の開発にあたっては、日常生活の中での身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を呼び起こすなどの創意工夫に努めます。

6 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢の人々や様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、粘り強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校、地域社会、家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる住民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、広域連携も踏まえて、身近な問題をテーマとして、広報誌、新聞等のメディアやインターネットなどの新たなメディアを積極的に活用するとともに、憲法週間(5月1～7日)や人権強調月間(8月)、人権週間(12月4～10日)に集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。

資 料

人権教育・啓発推進計画に関する調査結果	34
用語解説	49
関係法令等	55

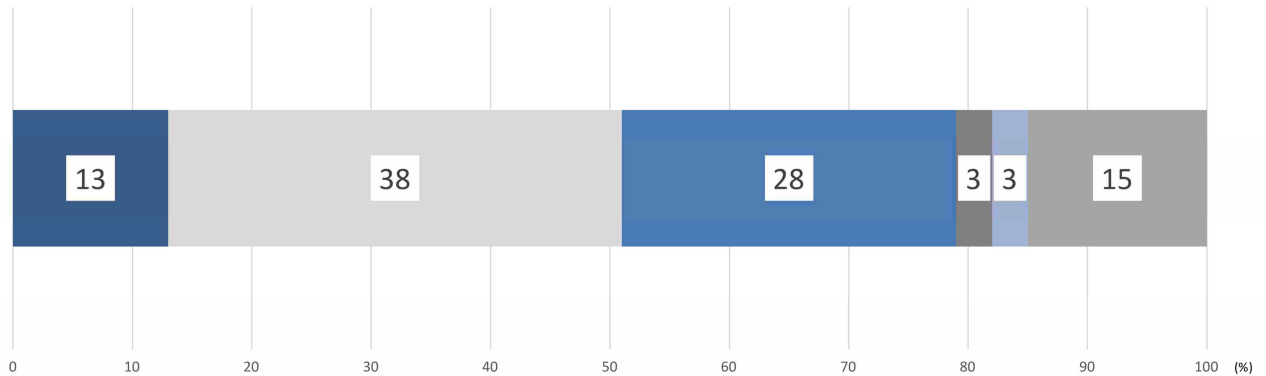
人権教育・啓発推進計画に関する調査結果

人権に関する考え方や認識について

【住民一人ひとりの人権意識は、10年前と比べて高くなっていると思いますか？】

・10年前と比べて高くなっていると思っている人は51%。

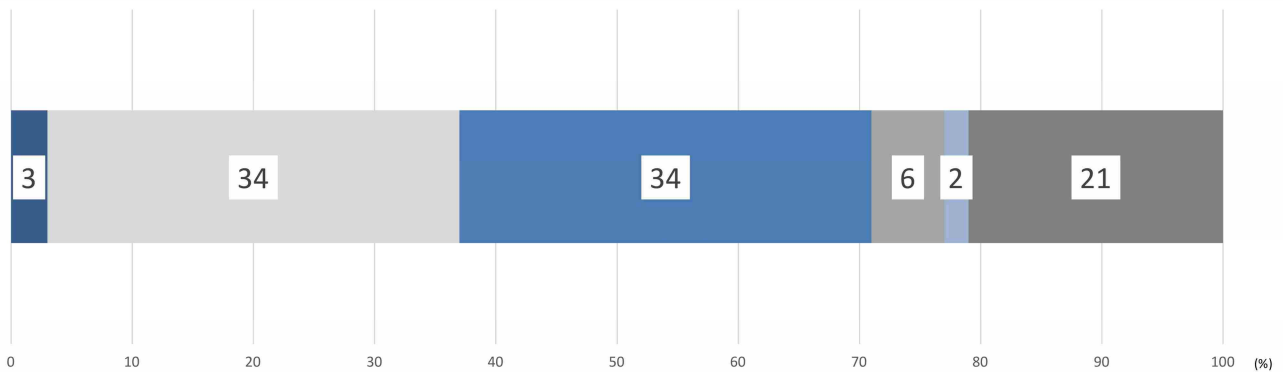
■ 1. そう思う ■ 2. どちらかと言えばそう思う ■ 3. どちらとも言えない ■ 4. どちらかと言えばそう思わない ■ 5. そう思わない ■ 6. わからない



【久御山町は、人権が尊重された豊かな社会になっていると思いますか？】

・人権が尊重された豊かな社会になっていると思っている人は37%。

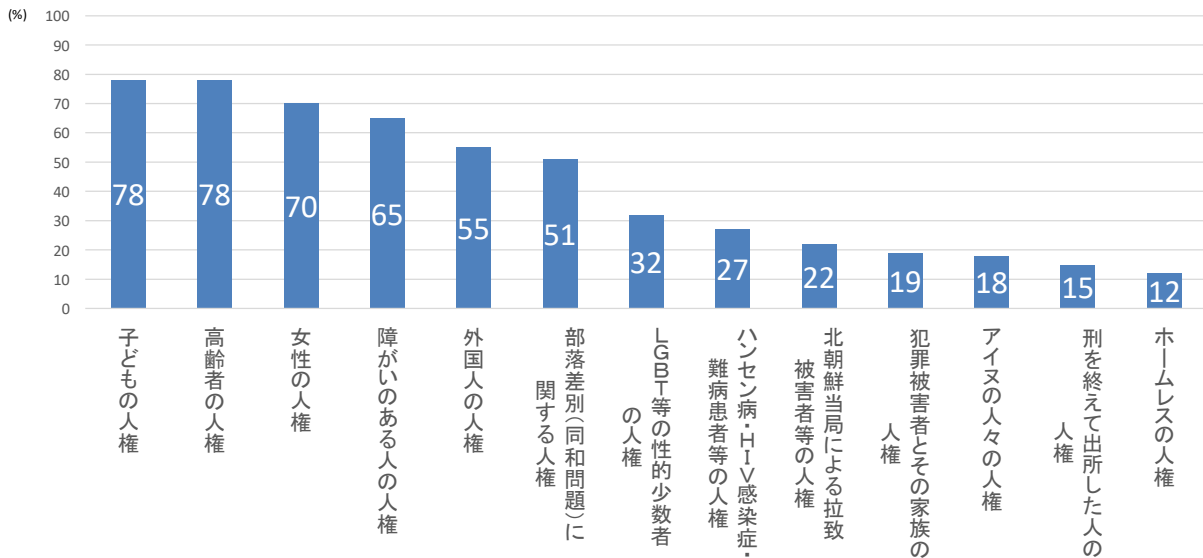
■ 1. そう思う ■ 2. どちらかと言えばそう思う ■ 3. どちらとも言えない ■ 4. どちらかと言えばそう思わない ■ 5. そう思わない ■ 6. わからない



人権に関する認識について

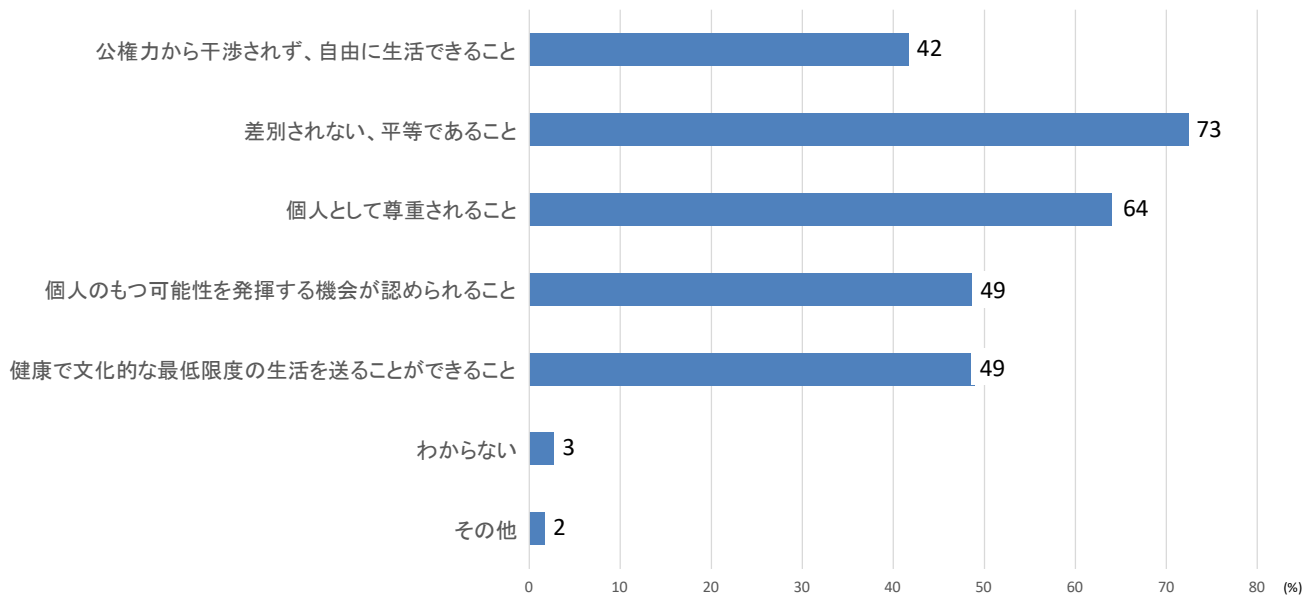
【あなたは、それぞれの人権が尊重されていると思いますか？】

- 最も尊重されていると感じる人権課題は「子どもの人権」、「高齢者の人権」（それぞれ78%）。
- 次点は、「女性の人権」（70%）、「障がいのある人の人権」（65%）が多い。



【「人権が尊重されている」とはどういうことだと思いますか？】<複数回答>

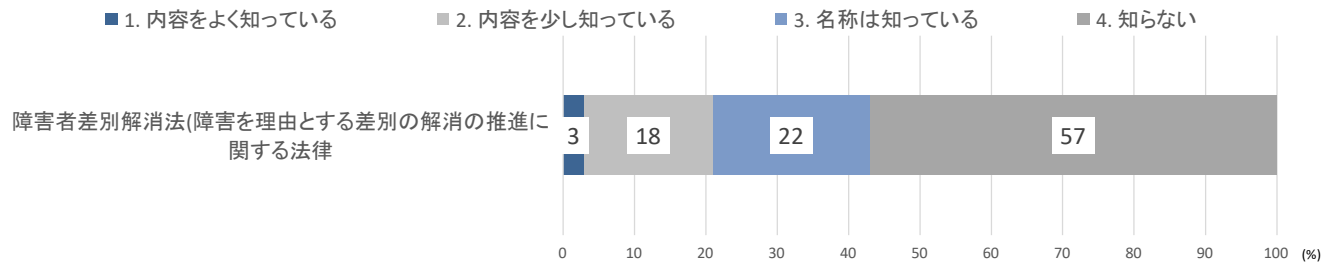
- 「差別されない、平等であること」（73%）が最も多い。



障害者差別解消法の認知度

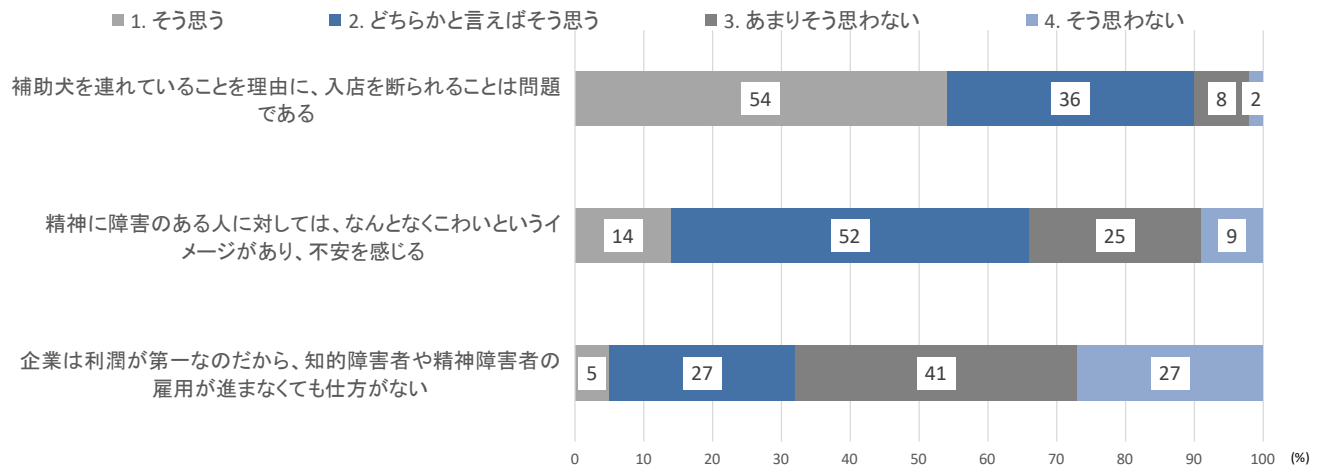
【障害者差別解消法を知っていますか？】

•全体の約5人に1人が、「障害者差別解消法」を知っている(21%)。



【障害のある人の人権に関するそれぞれの意見についてどのように思いますか？】

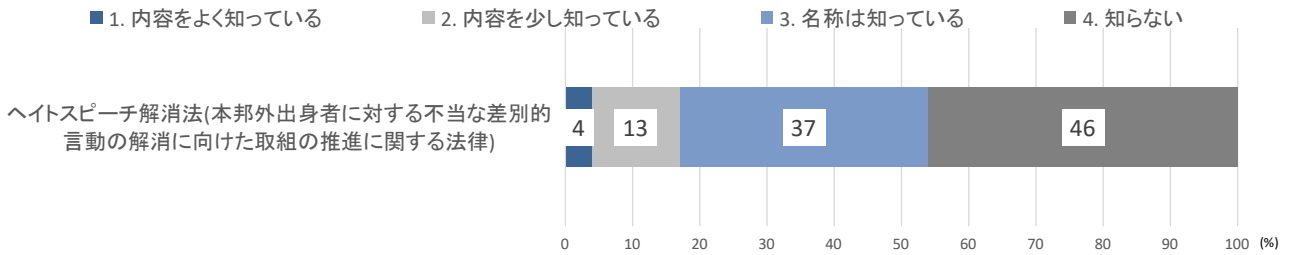
- 「補助犬を連れてくることを理由に、入店を断られることは問題である」と感じる人は90%。
- 「精神に障害のある人に対しては、なんとなくこわいというイメージがあり、不安を感じる」と感じる人は66%。
- 「企業は利潤が第一なのだから、知的障害者や精神障害者の雇用が進まなくても仕方がない」と感じる人は32%。



ヘイトスピーチ解消法の認知度

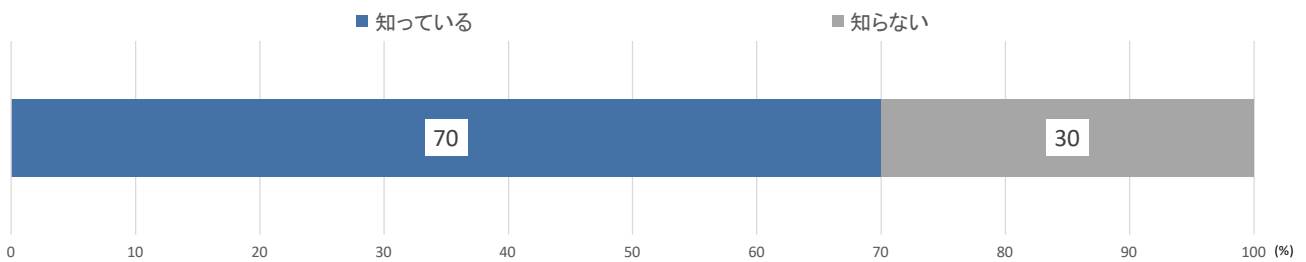
【ヘイトスピーチ解消法を知っていますか？】

•全体の約6人に1人が、「ヘイトスピーチ解消法」を知っている(17%)。



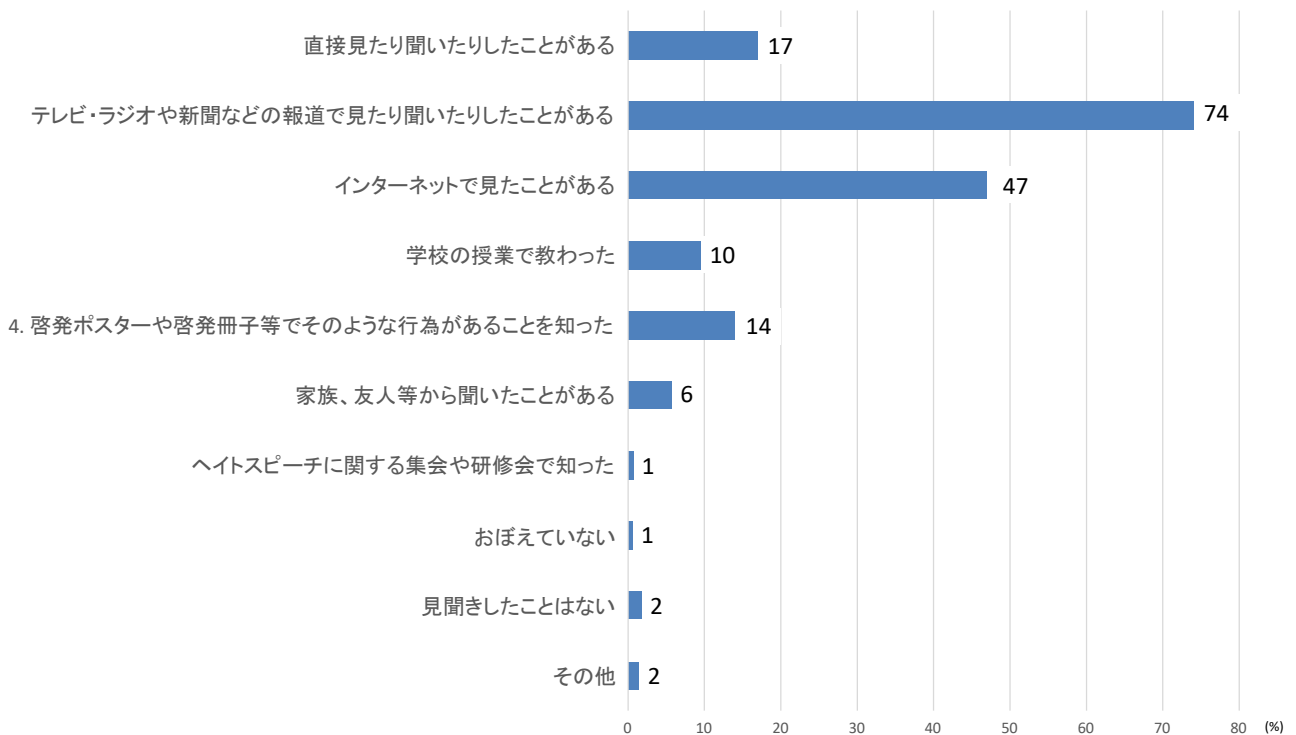
【ヘイトスピーチの存在を知っていますか？】

•全体の70%の人が、「ヘイトスピーチ解消法」を知っている。



【ヘイトスピーチをどこで見聞きしましたか？】<複数回答>

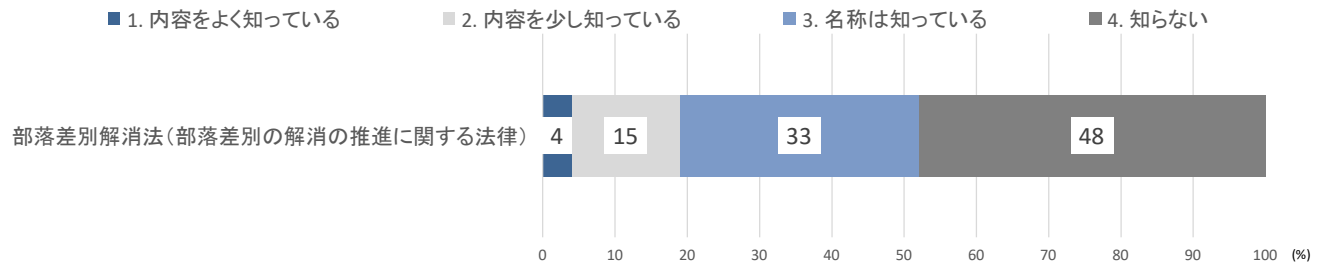
•「テレビ・ラジオや新聞などの報道」で見聞きした人が最も多い(74%)。



部落差別解消法の認知度

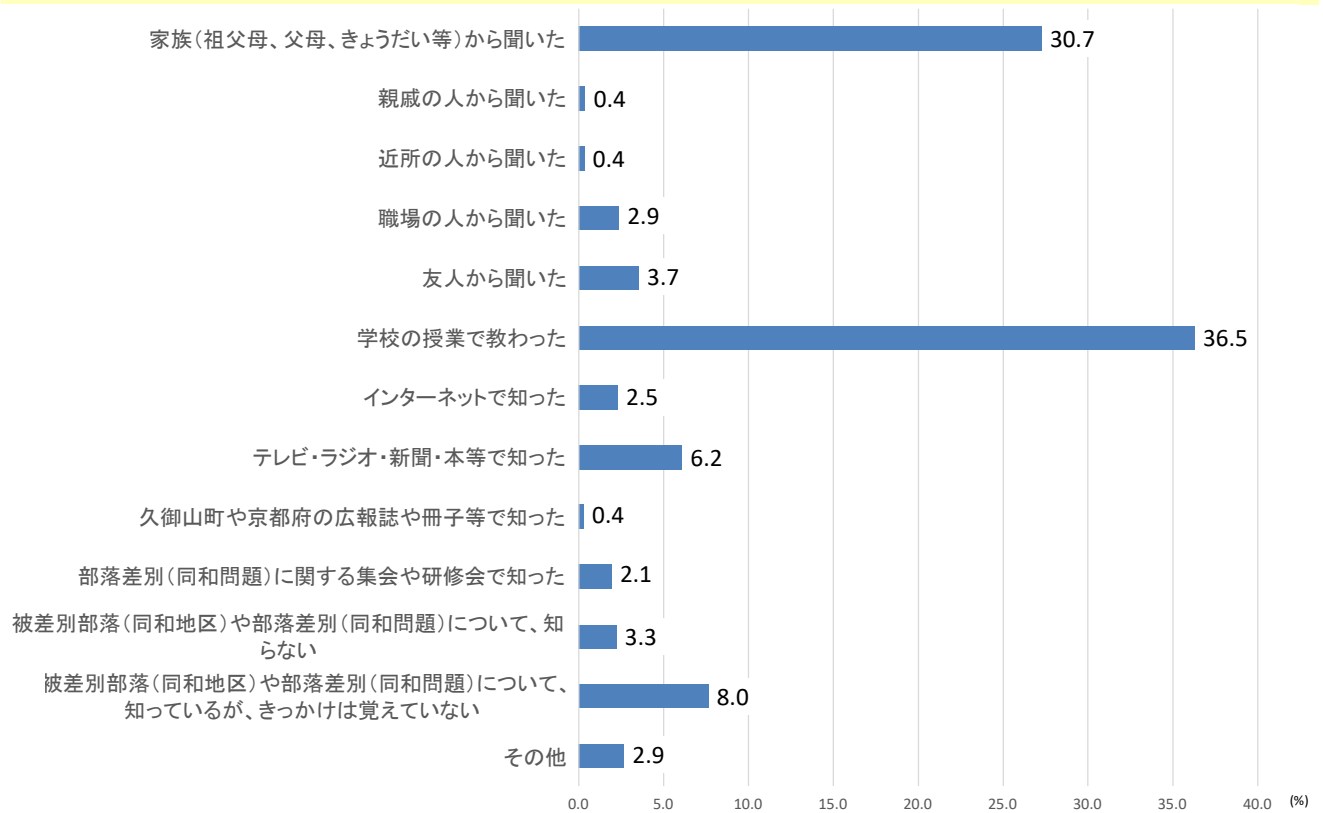
【部落差別解消法を知っていますか？】

•全体の約5人に1人が、「部落差別解消法」を知っている(19%)。



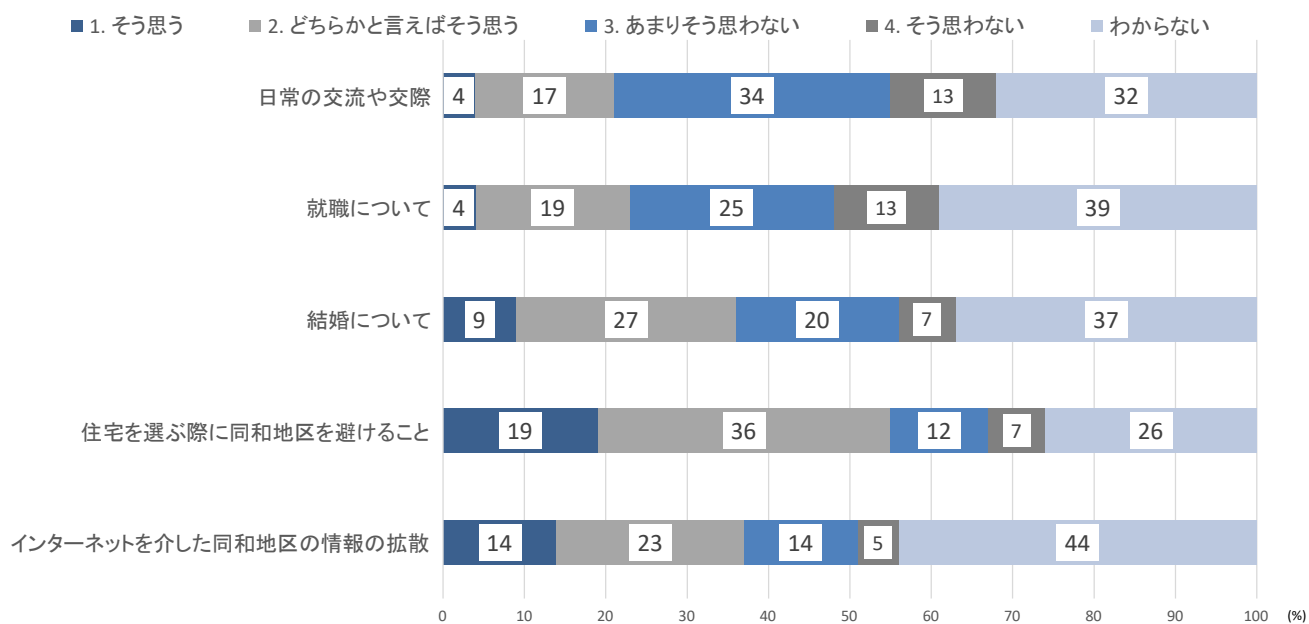
【被差別部落(同和地区)や部落差別(同和問題)について初めて知ったきっかけは何からですか？】

•「学校の授業で教わった」が最も多く(36.5%)、次いで「家族から聞いた」が多い(30.7%)。



【被差別部落(同和地区)の人びとに対する差別は、現在もあると思いますか？】

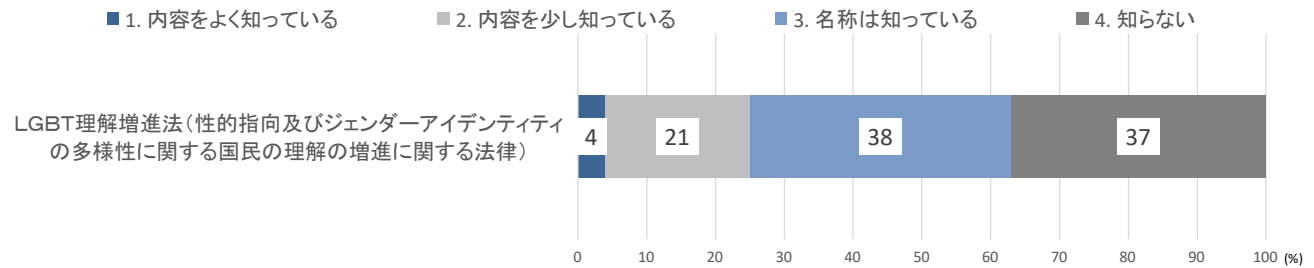
・差別があると答えた人は、「日常の交流や交際」で21%、「就職について」で23%、「結婚について」で36%、「住宅を選ぶ際に同和地区を避けること」で55%、「インターネットを介した同和地区の情報の拡散」で37%。



LGBTQ理解推進法の認知度

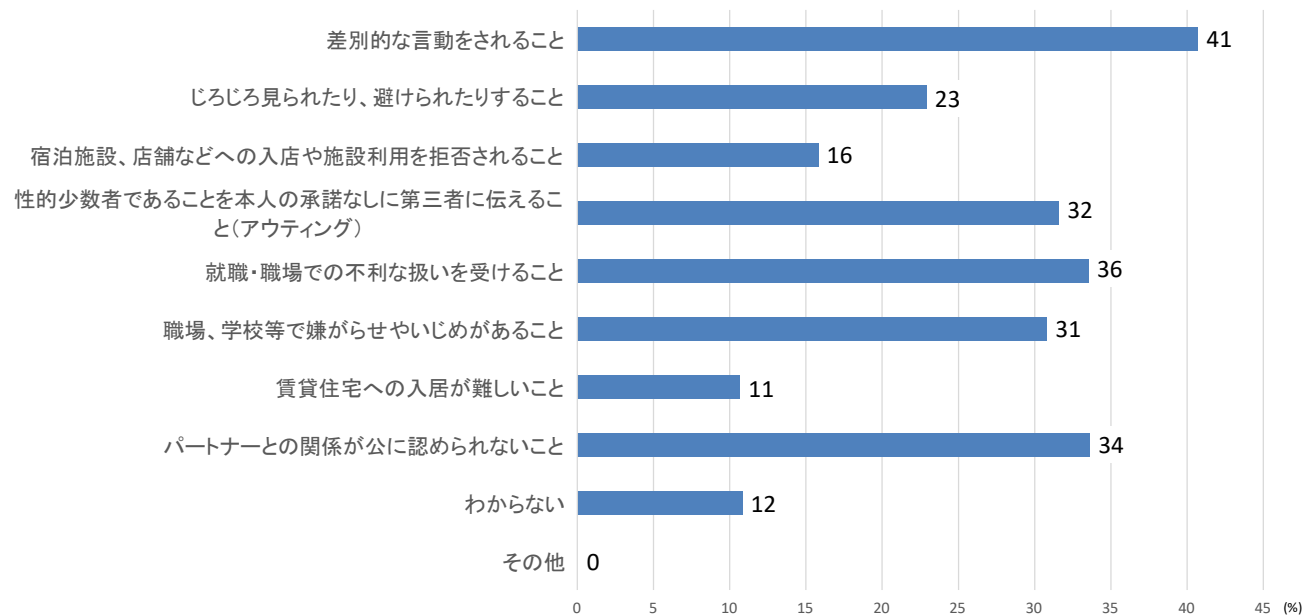
【LGBTQ理解推進法を知っていますか？】

•全体の約4人に1人が、「LGBTQ理解推進法」を知っている(25%)。



【LGBTQ等の人権について、どのようなことが問題だと思えますか？】<複数回答>

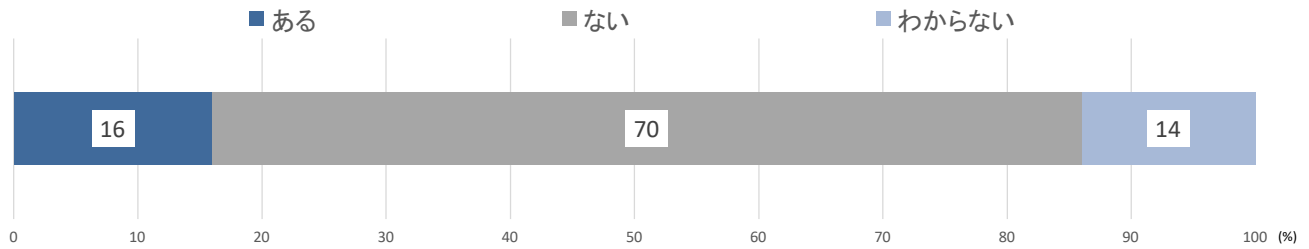
•「差別的な言動をされること」が最も多く(41%)、次いで「就職・職場での不利な扱いを受けること」が多い(36%)。



人権侵害された経験

【過去5年間に人権を侵害されたと感じたことがありますか？】

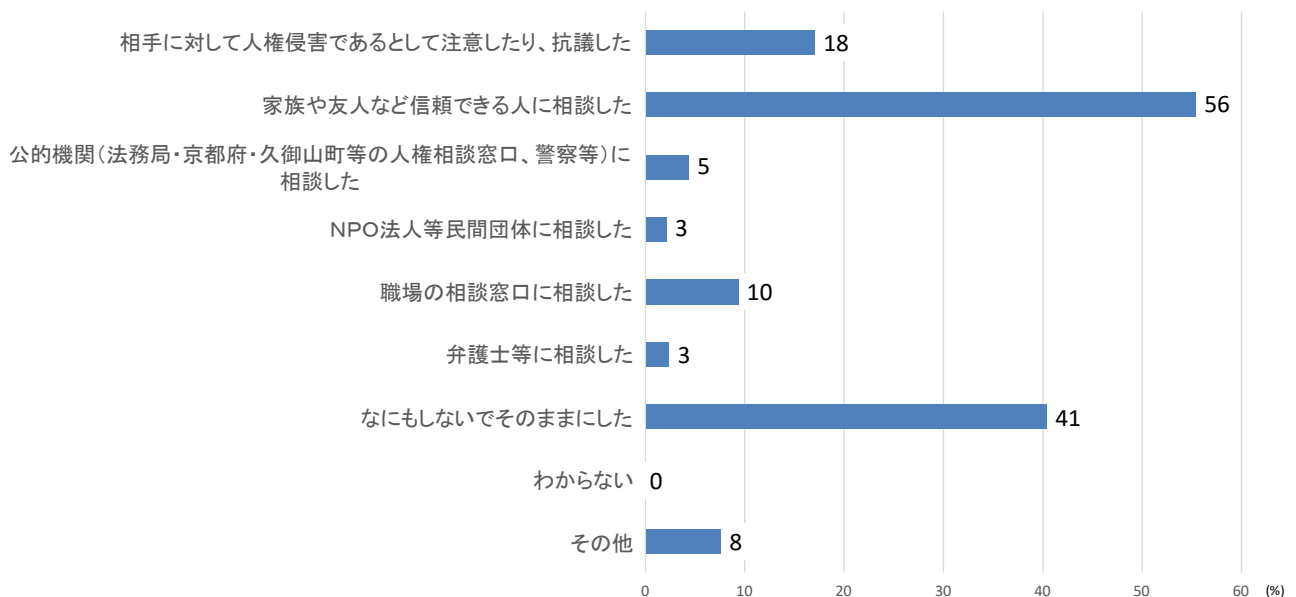
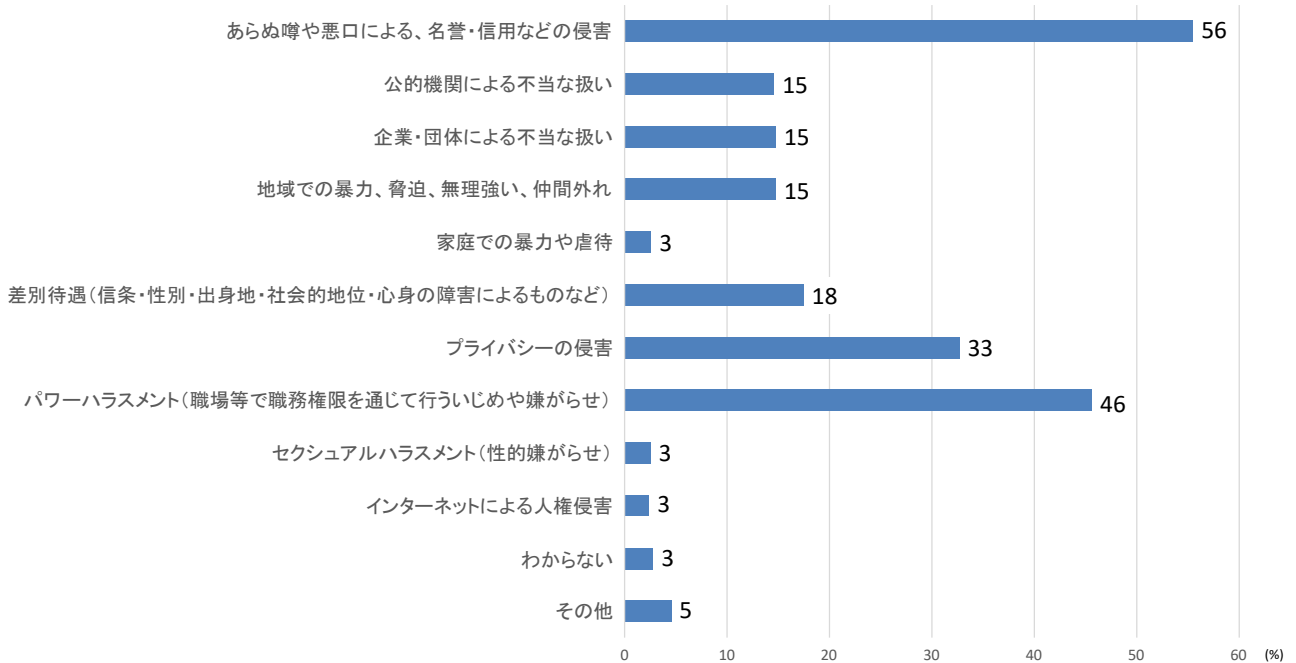
・過去5年間に人権を侵害されたと感じたことがある人は16%。



【どのような人権侵害でしたか？その際、どう対応されましたか？】<複数回答>

・「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」(56%)が最も多く、次いで「パワー・ハラスメント」(46%)が多い。

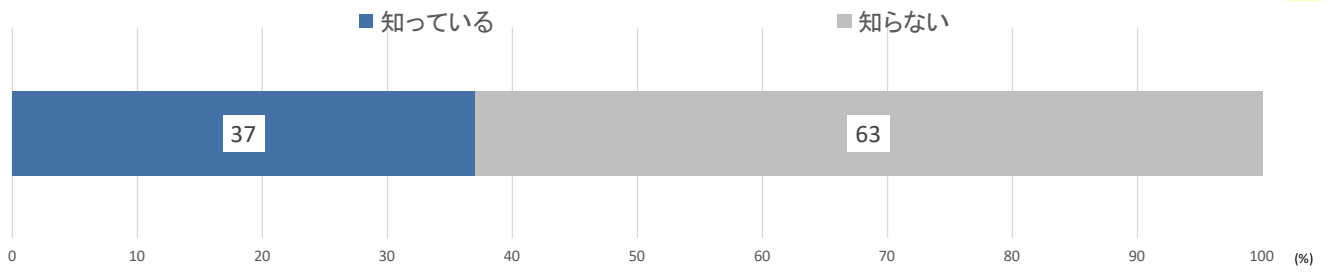
・侵害を受けたと感じた際の対応として、「家族や友人など信頼できる人に相談した」が最も多い(56%)。



人権相談窓口の認知度

【人権相談窓口を知っていますか？】

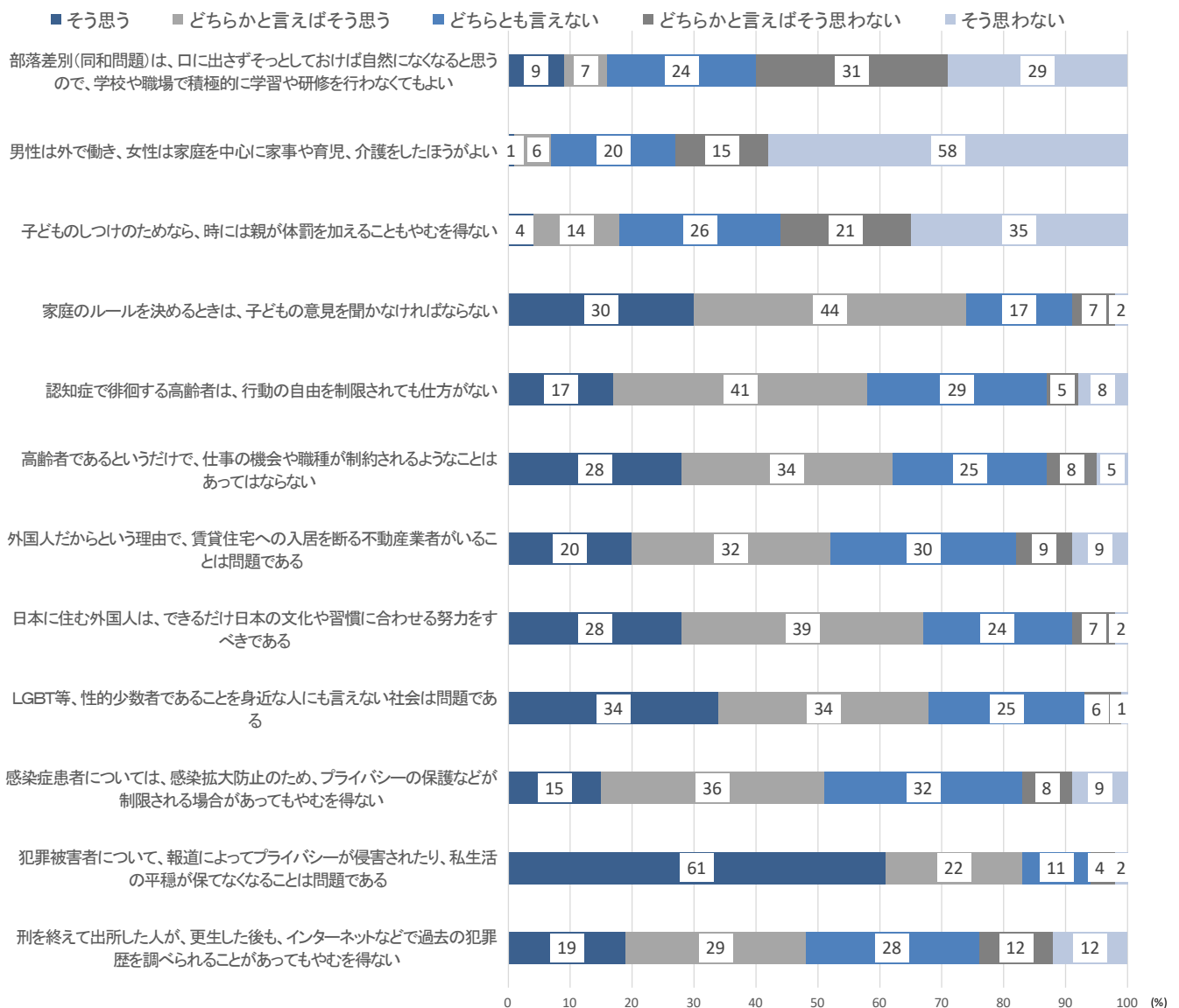
•全体の37%の人が、「人権相談窓口」の存在を知っている。



身近な人権問題に関する考え方

【身近な人権問題についてどう思いますか？】

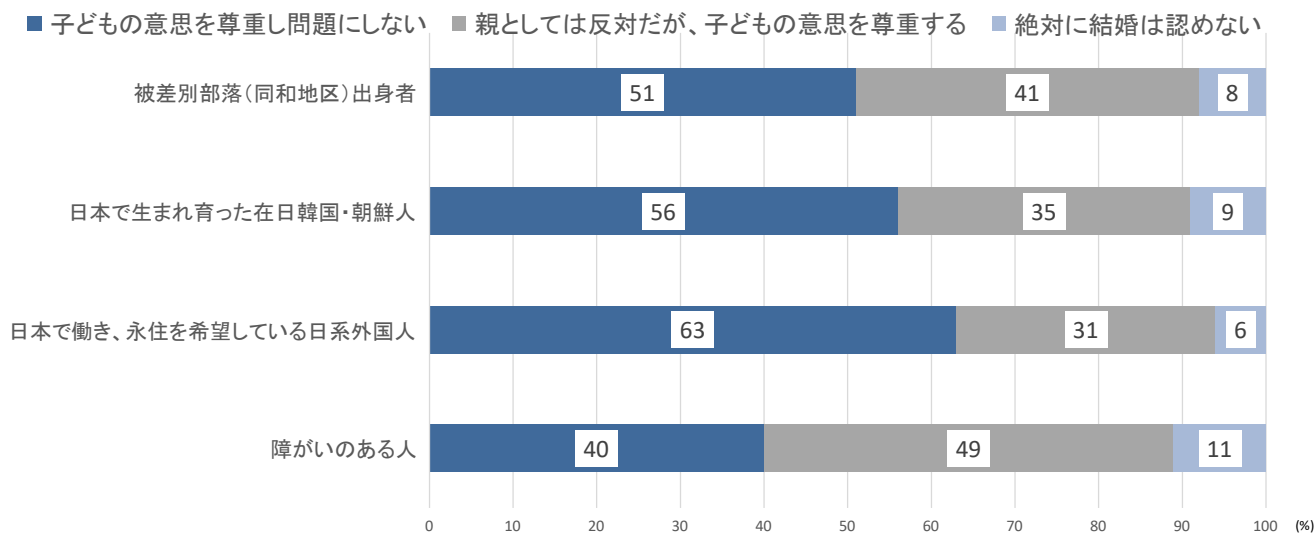
- ・「部落差別(同和問題)は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい」と感じる人は16%。
- ・「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事や育児、介護をしたほうがよい」と感じる人は7%。
- ・「子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることもやむを得ない」と感じる人は18%。
- ・「家庭のルールを決めるときは、子どもの意見を聞かなければならない」と感じる人は74%。
- ・「認知症で徘徊する高齢者は、行動の自由を制限されても仕方がない」と感じる人は58%。
- ・「高齢者であるというだけで、仕事の機会や職種が制約されるようなことはあってはならない」と感じる人は62%。
- ・「外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断る不動産業者がいることは問題である」と感じる人は52%。
- ・「日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や習慣に合わせる努力をすべきである」と感じる人は67%。
- ・「LGBT等、性的少数者であることを身近な人にも言えない社会は問題である」と感じる人は68%。
- ・「感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない」と感じる人は51%。
- ・「犯罪被害者について、報道によってプライバシーが侵害されたり、私生活の平穏が保てなくなることは問題である」と感じる人は83%。
- ・「刑を終えて出所した人が、更生した後、インターネットなどで過去の犯罪歴を調べられることがあってもやむを得ない」と感じる人は48%。



子どもがいた場合に、子どもの結婚相手で判断する条件

【結婚相手の判断条件についてどう思いますか？】

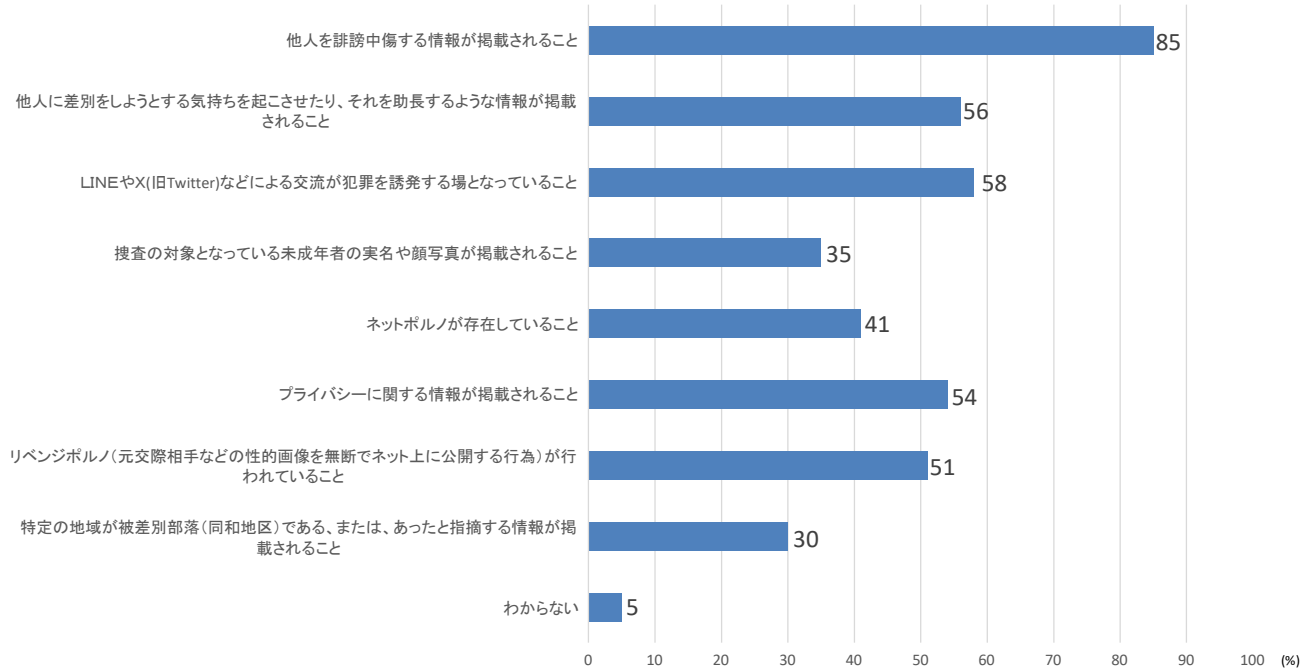
・”子どもの意思を尊重し問題にしない”との回答は、「日本で働き、永住を希望している日系外国人」で63%、「日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人」で56%、「被差別部落(同和地区)出身者」で51%、「障がいのある人」で40%。



現在起きているインターネットによる人権侵害<複数回答>

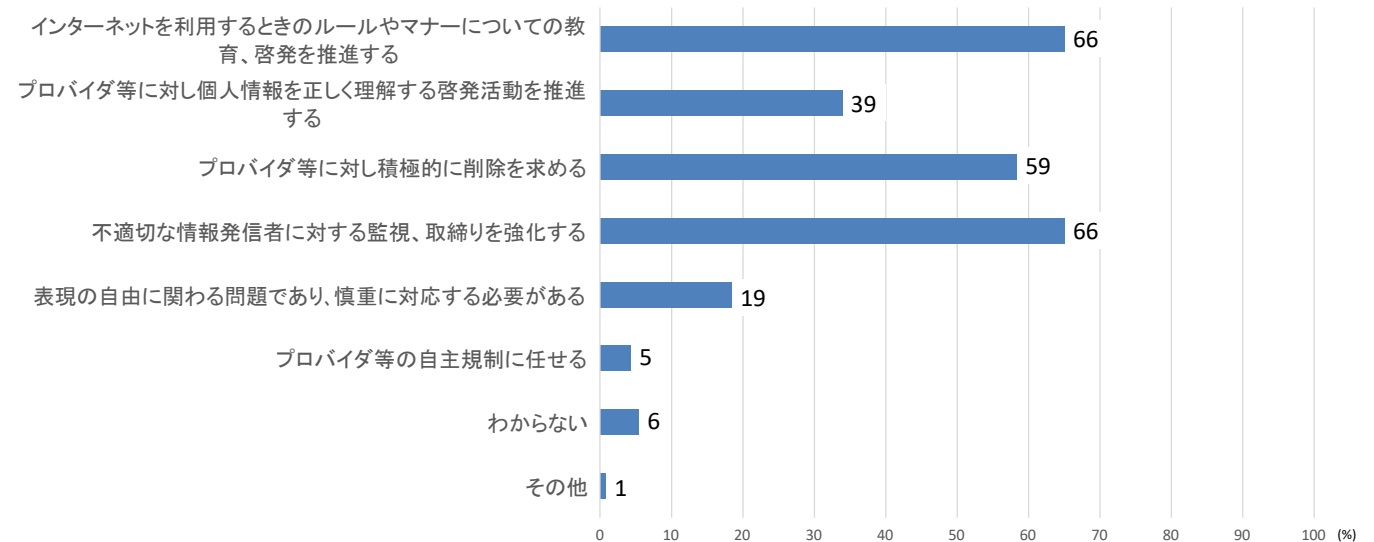
【インターネットによる人権侵害について、どのような人権問題が起きていると思いますか？】

- ・「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が最も多い(85%)。
- ・次点で「LINEやX(旧Twitter)などによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」(58%)、「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」(56%)。



【インターネットによる人権侵害を改善するためには、あなたはどうすればよいと思いますか？】

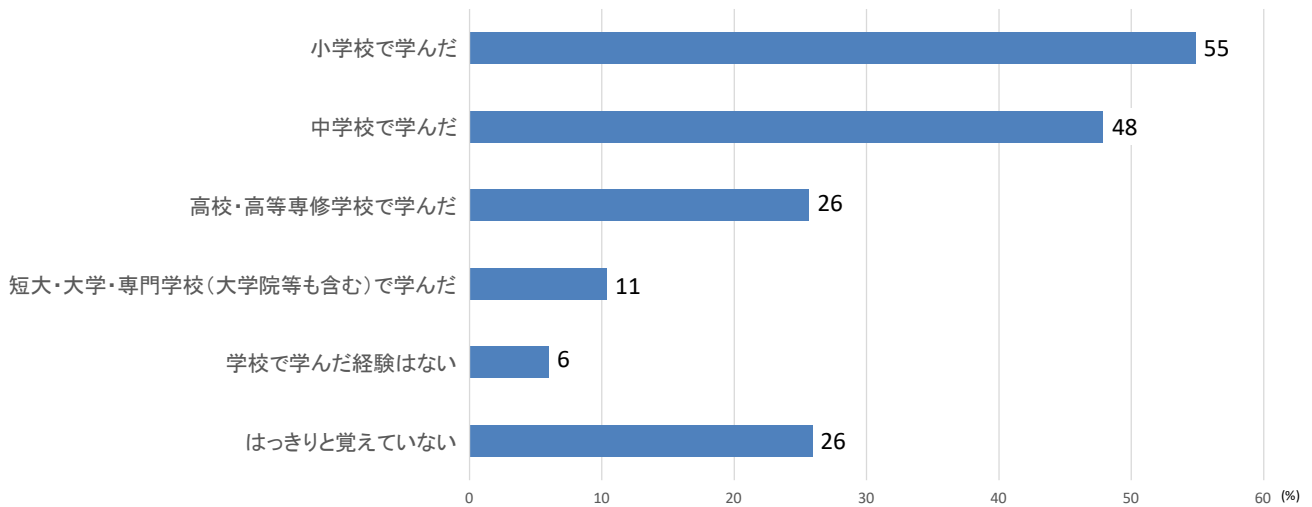
- ・「インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する」並びに「不適切な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」が最も多い(66%)。



人権問題について、学校の授業で学んだ経験<複数回答>

【人権問題について、学校の授業等で学んだことはありますか？】

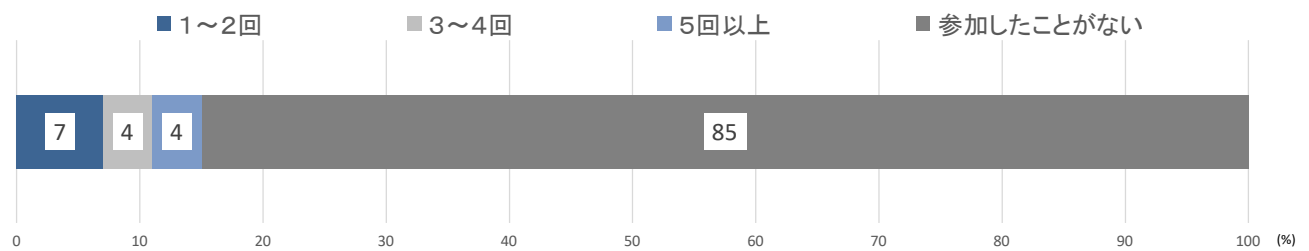
・「小学校で学んだ」が最も多く(55%)、次いで「中学校で学んだ」が多い(48%)。



人権研修会等への参加状況(過去5年間)

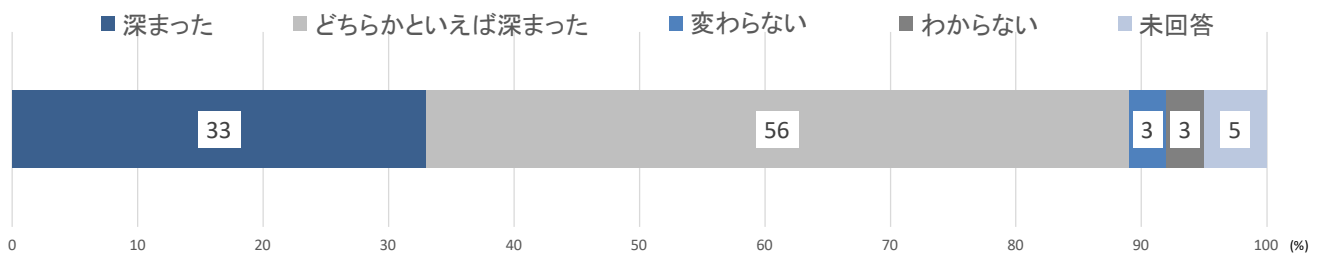
【過去5年間に、人権研修会等に参加したことはありますか？】

・全体の15%の人が参加したことがある。



【参加して人権問題に対する理解・認識は深まりましたか？】

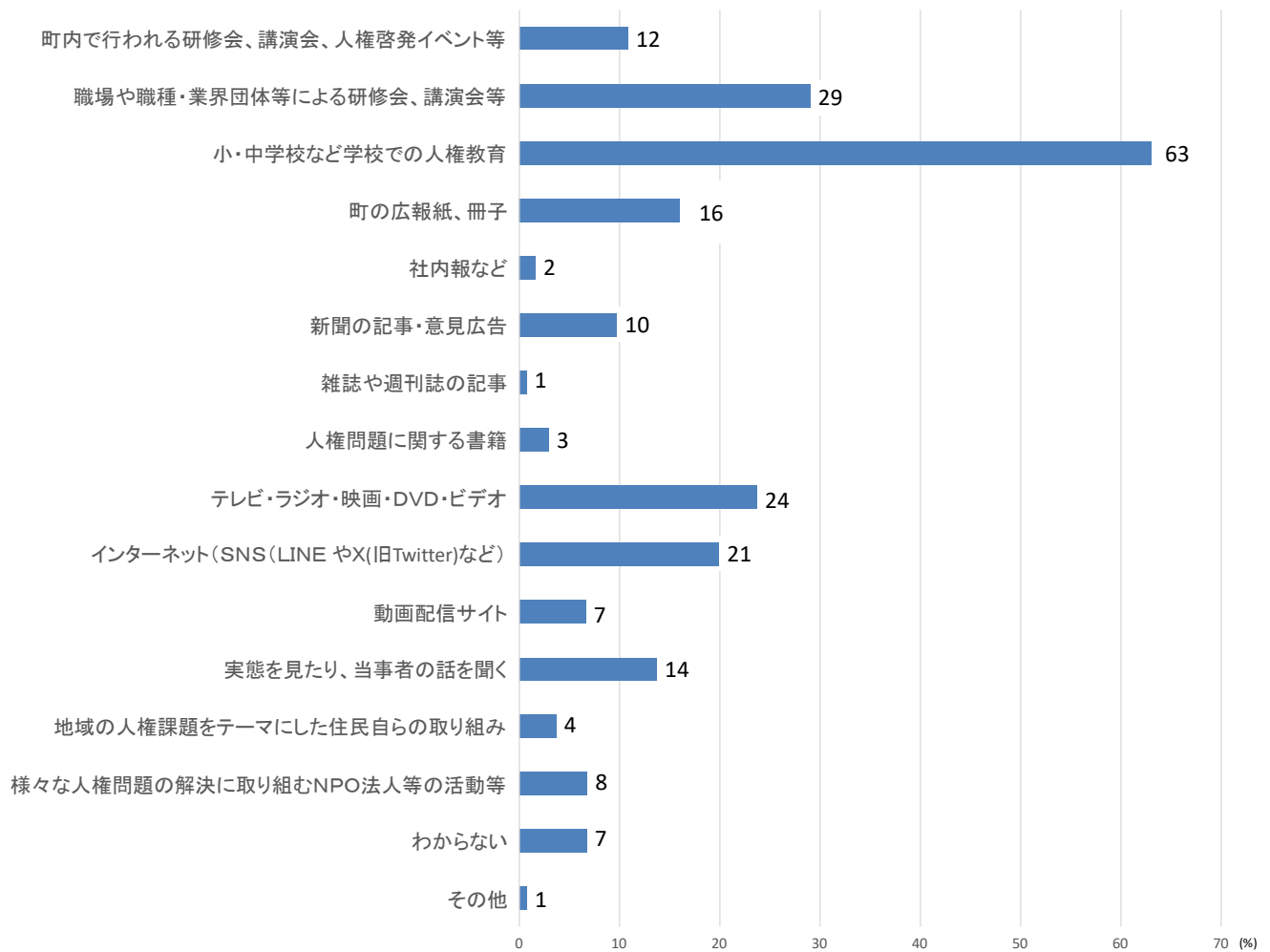
・参加したことがある人の大半は、深まったと回答。



人権問題の理解・認識を深めるための効果的な取組＜複数回答＞

【人権問題の理解・認識を深めるために、どのようなものが役立つと思いますか？】

・「小・中学校など学校での人権教育」が最も多い(63%)。

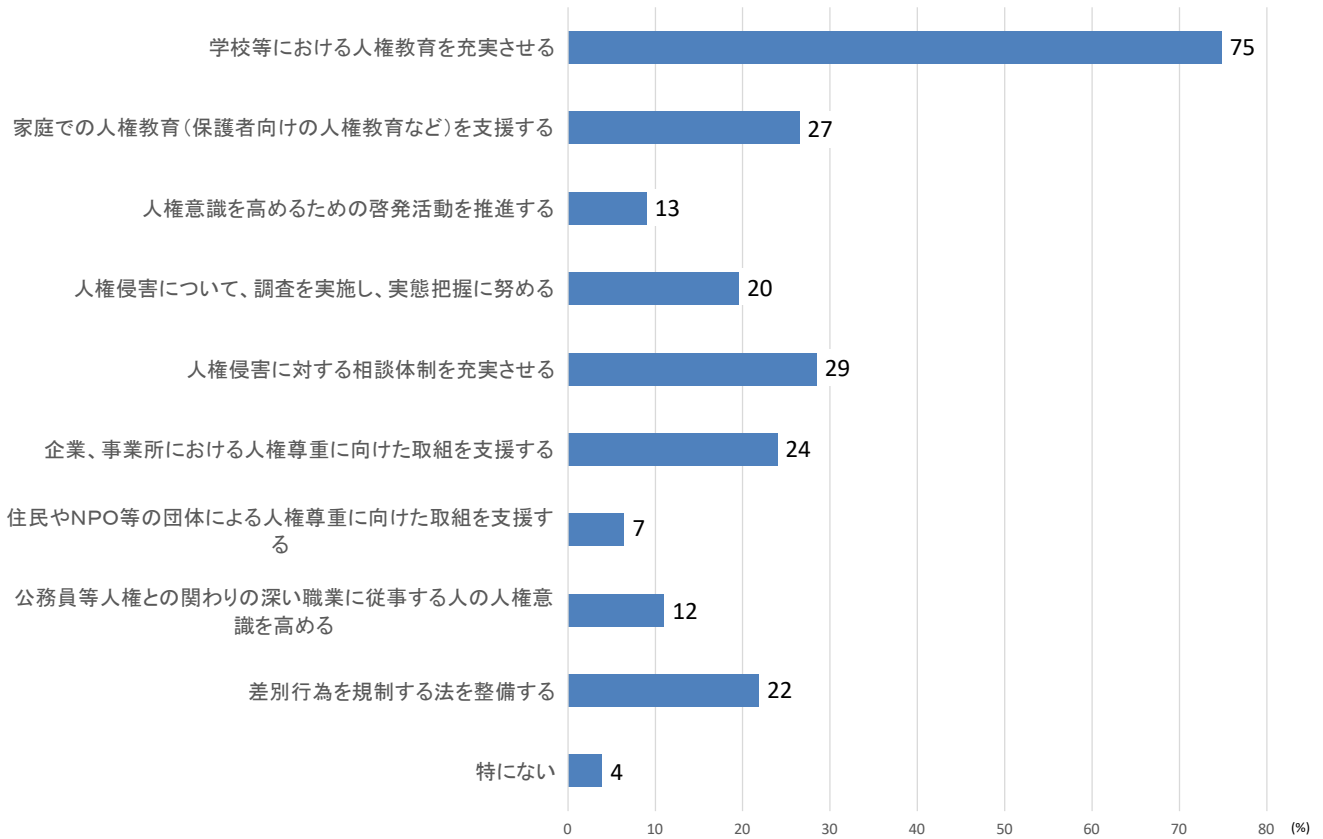


人権が尊重される社会を実現するために実施する必要がある施策<複数回答>

【人権が尊重される社会を実現するために、どのような施策を実施する必要があると思いますか？】

・「学校等における人権教育を充実させる」が最も多い(75%)。

・次点は「人権侵害に対する相談体制を充実させる」(29%)、「家庭での人権教育(保護者向けの人権教育など)を支援する」(27%)。



— あ 行 —

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)

1965(昭和40)年12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。我が国は、1995(平成7)年12月に批准している。

いじめ防止対策推進法

2011(平成23)年に発生した、いじめ自殺事件を踏まえ、2013(平成25)年9月に施行された法律。「いじめ」についての定義を明らかにするとともに、学校及び学校の教職員の責務が規定された。

インフォームドコンセント

医療従事者(特に医師)が患者に対し、診療の目的・内容を十分納得できるように説明し、同意を得ること。

エイズ

後天性免疫不全症候群(Acquired Immuno Deficiency Syndrome)のこと。HIVに感染し(後天性)、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力(免疫)が、正常に働かなく(不全)なることによって発症する様々な病気(症候群)の総称。

HIV

ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)のこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。HIVは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

SNS

Social Networking Service の略。インターネット上で交流の場を提供するサービス。SNS上に投稿された日記・写真などの情報に対して、閲覧したり、コメントやメッセージを送ることができる。

NPO

非営利団体(Non Profit Organization)のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法(NPO法)が1998(平成10)年12月に施行された。

LGBTQ+

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィアまたはクエスチョニングの頭文字に、多様なセクシュアリティを表す「+」を加えた性的マイノリティの総称

— か 行 —

介護保険

1997(平成9)年に制定された介護保険法に基づき、社会連帯を基本として、公的な保険制度により介護サービスを提供しようとするもので、2000(平成12)年から実施されている。

学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、国が学校教育法等に基づいて定める、教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。

完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標をテーマとして設定された考え方。障害者が、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、他の住民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

共生社会

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

憲法週間

日本国憲法が施行された5月3日を記念日とする憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの1週間。

国際障害者年

障害者の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1981(昭和56)年。

国際人権規約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(自由権規約)、②市民的及び政治的権利に関する国際規約(社会権規約)、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの総称。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979(昭和54)年6月に批准している。

国連人権高等弁務官

1994(平成6)年創設。国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。

こどもの貧困対策の推進に関する法律(こどもの貧困対策法)

こどもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されないよう、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。

— さ 行 —

児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)

1989(平成元)年11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994(平成6)年4月に批准している。

障害者基本法

障害のある人の自立や社会参加を支援するための施策について、基本事項を定めた法律。

障害者週間

2004(平成16)年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設立された。

期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)

2006(平成18)年12月に国連総会で採択された条約。障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。我が国は、2014(平成26)年1月に批准している。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。施行は2016(平成28)年4月1日。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)

1979(昭和54)年12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。我が国は、1985(昭和60)年6月に批准している。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000(平成12)年12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002(平成14)年3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

人権教育のための国連10年

1994(平成6)年の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められました。これを受けて、国は、1995(平成7)年12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997(平成9)年7月には、国内行動計画を策定。

人権教育のための世界計画

2004(平成16)年の第59回国連総会で決議。2004年末の「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き世界各国で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、数年のフェーズ(段階)ごとに特定の領域に焦点化した行動計画を策定している。

人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された8月を人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権週間

1948(昭和23)年、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間(12月4～10日)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)

1997(平成9)年に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、5年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、1999(平成11)年7月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001(平成13)年5月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

世界人権宣言

1948(昭和23)年12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

セクシュアル・ハラスメント

京都府男女共同参画推進条例では、相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること、または相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることと定義している。

SOGI

性的指向と性自認の頭文字をとった言葉で全ての人を持つ属性を表す。

－ た 行 －

同和对策事業特別措置法

1969(昭和44)年に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

同和对策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和对策審議会が、1965(昭和40)年8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

京都府男女共同参画推進条例では、夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為(暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)と定義している。

－ な 行 －

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが、知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の重要な理念。障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

－ は 行 －

ハンセン病

1873(明治6)年にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍等の属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為等と説明される。

ヘイトスピーチが、その対象となった人々の自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることはいうまでもなく、人種差別撤廃条約第4条や自由権規約第20条では、こうした差別扇動を禁止している。2014(平成26)年には国連自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会から日本に対し、ヘイトスピーチに対して適切な措置を求める勧告が出された。我が国では、2016(平成28)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。

こうした行為の代表的なものとしては、2009(平成21)年12月に京都朝鮮第一初等学校(当時)に対して行われた示威活動があり、刑事訴訟では有罪判決が、民事訴訟では当該行為が「人種差別撤廃条約が禁止する人種差別にあたる」とする判決が確定している。また、外国人以外に向けられた例として、2011(平成23)年1月に奈良県の水平社博物館前において行われたものがある。

— ま 行 —

マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産・育児休業等を理由として解雇、減給、降格などの不利益な取り扱いを受けること。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

— ら 行 —

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

労働安全衛生

職場における災害や事故の減少及び防止を図り、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年6月26日公布

平成28年4月1日施行

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関(木の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(令三法五六・一部改正)

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(令三法五六・一部改正)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置
(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(令三法五六・一部改正)

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(令三法五六・一部改正)

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

(令三法五六・一部改正)

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又

は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令四法六八・一部改正)

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の

規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則 (令和三年六月四日法律第五六号)

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和五年政令第六〇号で令和六年四月一日から施行)

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日公布・施行

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28年6月3日公布・施行

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身

者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

世界人権宣言

1948年12月10日 第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、その

ような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければな

らない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

久御山町人権教育・啓発推進計画(第3次)

2026(令和8)年3月発行
久御山町総務部総務課

〒613-8585
京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地
TEL 075-631-9991/0774-45-3922

